

平成27年11月  
関西広域連合議会臨時会会議録

平成27年11月関西広域連合議会臨時会会議録 目次

平成27年11月19日

1	議事日程	1
2	本日の会議に付した事件	1
3	出席議員	1
4	欠席議員	2
5	欠員	2
6	事務局出席職員職氏名	2
7	説明のため出席した者の職氏名	2
8	開会宣告	3
9	開議宣告	3
10	諸般の報告	3
11	議席の指定	3
12	会議録署名議員の指名	3
13	会期の決定	4
14	第13号議案から第16号議案（広域連合長提案説明）	4
15	一般質問	6
	◆大橋 一夫議員	
	○関西広域連合の今後取り組むべき課題について	6
	(1) 現状について	6
	(2) 今後の広域計画のあり方について	7
	(3) 関西版総合戦略について	8
	(4) 今後の組織体制とその運営について	9
	広域連合長 井戸 敏三	9
	◆富 きくお議員	
	○大規模広域災害への関西広域連合における対策	13
	(1) 確実な応援調整等による関西広域連合の果たすべき役割の発揮	13
	(2) 緊急物資等の円滑な供給体制の確保	13
	広域連合長 井戸 敏三	14
	◆岩佐 弘明議員	
	○琵琶湖淀川流域と広域環境保全の取組について	15
	(1) 琵琶湖総合開発に対する所見について	15
	(2) 琵琶湖再生法で国民的資産として位置付けられている琵琶湖の価値認識 について	17
	(3) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の施行に対する所見について	17
	(4) 琵琶湖が抱える多面的な課題に対する対応の視点について	17
	(5) 琵琶湖再生法の施行に際し、琵琶湖の重要性について理解を深堀するための 今後の連携と協力について	18

(6) 「関西広域環境保全計画」における本再生法の対応について	18
(7) 琵琶湖の現状と課題を認識するための現地視察について	18
(8) 環境教育として琵琶湖を舞台とした学習船「うみのこ」の体験学習の広域連 合構成府県への拡大について	18
(9) 瀬戸内海環境保全特別措置法の改正も踏まえた関西の重要な水域の水環境保 全の取組について	18
広域連合長 井戸 敏三	18
広域環境保全担当委員 三日月 大造	20
◆元木 章生議員	
○関西に残る郷土芸能をはじめとする伝統文化の振興について	21
○ドクターヘリ事業のこれまでの成果と、今後の取組について	22
広域観光・文化・スポーツ振興担当委員 山田 啓二	23
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	24
◆西沢 貴朗議員	
○関西を丸ごと活性化する仕掛けについて	25
(1) 関西におけるクールジャパン事業について	25
広域連合長 井戸 敏三	26
◆前田 八壽彦議員	
○微小粒子状物質 PM2.5への対応について	27
広域環境保全担当委員 三日月 大造	28
◆吉川 敏文議員	
○自治体クラウドの推進について	29
(1) 広域連合における検討状況について	29
広域連合長 井戸 敏三	30
(2) 今後の取組について	30
広域連合長 井戸 敏三	31
◆中川 隆弘議員	
○広域観光振興について	32
広域観光・文化・スポーツ振興担当 山田 啓二	33
○T P Pを契機とした力強い農林水産業の実現に向けて	34
(1) 国際競争力のある農林水産業の実現に向けた取組方針について	34
副広域連合長 仁坂 吉伸	34
(2) 農林水産物等の輸出や情報発信の取組強化について	35
副広域連合長 仁坂 吉伸	35
(3) 関西ブランドの確立について	36
副広域連合長 仁坂 吉伸	36
○関西広域スポーツ振興ビジョンについて	37
(1) 今後の戦略について	37
広域連合長 井戸 敏三	37

(2) 国際競技大会等の招致に向けた連合の役割について	37
広域連合長 井戸 敏三	38
◆今西 かずき議員	
○外国人観光客の誘客に向けた受入環境について	39
(1) Wi-Fi 整備について	39
広域観光・文化・スポーツ振興担当委員 山田 啓二	39
(2) 交通アクセスの円滑化について	40
広域観光・文化・スポーツ振興担当委員 山田 啓二	40
○国家戦略特区の取組について	40
広域産業振興担当副委員 植田 浩	41
◆八尾 進議員	
○関西広域環境保全計画と温室効果ガスの削減の取組について	42
(1) 地球温暖化対策の成果と課題について	42
広域環境保全担当委員 三日月 大造	42
(2) 温室効果ガス削減目標値が設定されていない理由について	43
広域環境保全担当委員 三日月 大造	43
(3) 温室効果ガス削減目標値の設定について	43
広域環境保全担当委員 三日月 大造	44
○関西版総合戦略の策定について	44
(1) 関西版総合戦略の概略について	44
広域連合長 井戸 敏三	45
(2) 策定期間について	45
広域連合長 井戸 敏三	46
(3) 数値目標の設定について	46
広域連合長 井戸 敏三	46
◆松田 一成議員	
○ポスト5年を見据えた今後の展開について	47
広域連合長 井戸 敏三	47
○防災庁の関西への設置について	48
広域連合長 井戸 敏三	49
◆藤田 孝夫議員	
○喫煙に関する条例の連携・調整について	50
(1) 受動喫煙防止にかかる屋外対策について	50
(2) 受動喫煙防止にかかる屋内対策について	51
広域連合長 井戸 敏三	51
○資格試験の実施について	52
広域連合長 井戸 敏三	53
○プレジャーボート対策について	53
広域連合長 井戸 敏三	54
◆安井 俊彦議員	

○関西広域連合の役割について	55
(1) 関西広域連合の役割について	55
広域連合長 井戸 敏三	55
(2) 必要な人材の育成について	55
(3) 関西広域連合の政策能力向上の一環としての固有職員採用について	55
広域連合長 井戸 敏三	56
(4) 広域行政のあり方に係る議論と必要性のPRについて	56
広域連合長 井戸 敏三	56
○メディカルジャパンの開催について	57
広域産業振興副担当委員 橋下 徹	57
16 第13号議案から第16号議案討論、採決	59
17 平成27年9月関西広域連合議会定例会提出に係る第10号議案討論、採決	60
18 閉会宣告	62

○議事日程

平成27年11月19日

午後1時開会

- 第1 諸般の報告
  - 第2 議席の指定
  - 第3 会議録署名議員の指名
  - 第4 会期の決定
  - 第5 第13号議案から第16号議案（広域連合長提案説明）
  - 第6 一般質問
  - 第7 第13号議案から第16号議案（討論、採決）
  - 第8 平成27年9月関西広域連合議会定例会提出に係る第10号議案  
（委員長報告、討論、採決）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
  - 日程第2 議席の指定
  - 日程第3 会議録署名議員の指名
  - 日程第4 会期の決定
  - 日程第5 第13号議案から第16号議案（広域連合長提案説明）
  - 日程第6 一般質問
  - 日程第7 第13号議案から第16号議案（討論、採決）
  - 日程第8 平成27年9月関西広域連合議会定例会提出に係る第10号議案  
（委員長報告、討論、採決）
- 

○出席議員	(34名)	16番	藤原	昭一
1番	岩佐弘明	17番	永田	秀一
2番	清水鉄次	18番	石井	秀武
3番	中沢啓子	19番	長坂	隆司
4番	家森茂樹	20番	岸本	健
5番	諸岡美津	22番	山下	直也
6番	大橋一夫	23番	興治	英夫
7番	尾形賢	24番	前田	八壽彦
8番	加味根史朗	25番	岡田	理絵
9番	今西かずき	26番	元木	章生
10番	三浦寿子	27番	西沢	貴朗
11番	岡沢健二	28番	井坂	博文
12番	岩見星光	29番	富	きくお
13番	上島一彦	30番	丹野	壮治
14番	松田一成	31番	八尾	進
15番	藤田孝夫	32番	床田	正勝

33番 吉川 敏文  
34番 西村 昭三

36番 安井 俊彦

---

○欠席議員 (2名)

21番 花田 健吉

35番 藤原 武光

---

○欠員 (0名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 神崎 敏道

総務課長 岡 明彦

次長 古川 美信

調査課長 樋本 伸夫

---

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長・委員

井戸 敏三

(広域防災担当、資格試験・免許等担当、スポーツ振興担当)

副広域連合長・委員 (広域職員研修担当、広域農林水産担当)

仁坂 吉伸

委員 (広域観光・文化・スポーツ振興担当)

山田 啓二

委員 (広域医療担当)

飯泉 嘉門

委員 (広域環境保全担当)

三日月 大造

委員 (広域防災副担当)

久元 喜造

委員 (広域産業振興副担当)

橋下 徹

委員 (広域産業振興副担当)

竹山 修身

副委員 (広域産業振興担当)

植田 浩

副委員 (ジオパーク推進担当、スポーツ振興副担当)

林 昭男

副委員 (広域観光・文化・スポーツ振興副担当)

塚本 稔

本部事務局長

中塚 則男

本部事務局次長

古川 美信

広域観光・文化・スポーツ振興局長

平井 裕子

広域産業振興局長

船木 昭夫

広域医療局長

大田 泰介

広域環境保全局長

中鹿 哲

広域職員研修局長

市川 靖之

広域防災局次長

大久保 博章

広域観光・文化・スポーツ振興局スポーツ部長

小橋 浩一

広域産業振興局農林水産部長

鎌塚 拓夫

代表監査委員

中務 裕之

---

午後1時00分開議

○議長 (山下直也) 皆さん、こんにちは。会議に先立ち、この場をおかりし、一言お礼を申し上げます。

当県におきまして開催いたしました、紀の国わかやま国体・わかやま大会では、多大なるお力添え、ご声援をいただきました。結果、つつがなく、また、盛会のうちに幕を閉じることができました。ご協力、ご声援いただきました皆様方に心より感謝を申し上げ、お礼を申し上げたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（山下直也） とりわけ、滋賀県、大阪府、兵庫県の皆様方には、競技会場をご提供いただくなど、格別のご配慮を賜りました。幾重にも感謝申し上げます。国体は閉会いたしました。これからもクエやミカン、柿など和歌山の味覚、温泉など存分に味わっていただく季節となりますので、ぜひまた機会を見つけ和歌山へお越しいただきたく、よろしく願い申し上げます、お礼のご挨拶いたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（山下直也） それでは、これより平成27年11月関西広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

---

### 日程第1

#### 諸般の報告

○議長（山下直也） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、議員の異動報告を行います。

去る10月5日付で岡沢健二君から辞職願の提出がありました。閉会中であり、本職が辞職の許可をいたしましたので、会議規則第94条第2項に基づきご報告いたします。また、これに伴い、去る10月27日付で大阪府議会から中川隆弘君が新たに選出されましたので、ご報告いたします。

なお、中川隆弘君の選出に伴う常任委員会委員の選任につきましては、閉会中でありましたので、委員会条例第5条第1項に基づき、私からお手元に配付のとおり、総務常任委員及び産業環境常任委員に指名をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、議員派遣についてであります。去る10月10日に大阪市内の2施設を対象に実施いたしました管内調査につきましては、会議規則第110条第1項ただし書きに基づき、本職において派遣を決定いたしましたので、ご報告いたします。

次に、出席要求理事者の報告であります。理事者側へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

---

### 日程第2

#### 議席の指定

○議長（山下直也） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

このたびの議員の異動に伴い、中川隆弘君の議席を指定する必要が生じたので、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

### 日程第3

#### 会議録署名議員の指名



○議長（山下直也） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、私から、中沢啓子君及び興治英夫君を指名いたします。以上のご両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

---

#### 日程第4

##### 会期の決定

○議長（山下直也） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下直也） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

---

#### 日程第5

##### 第13号議案から第16号議案（広域連合長提案説明）

○議長（山下直也） 次に、日程第5、第13号議案から第16号議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案説明を求めます。

井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合議会平成27年11月臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、関西広域連合は、来月12月に設立5年の節目を迎えます。5年間を振り返りつつ、次のステージにおいても多様な個性や強みを持つ関西の発展のため、広域的な課題に対して積極的に取り組んでいきます。議員の皆様には、広域連合、関西発展のため、今後ともご尽力とご指導をお願いします。

それでは、提案理由の説明に先立ち、9月定例会以降の主な取組についてご報告します。

奈良県の加入については、構成府県市の各議会において、規約変更のご議決をいただき、10月29日付で許可申請を総務大臣あて行いました。現在、総務省で許可手続が進められており、近いうちに正式に加入の運びとなります。

奈良県には、南海トラフ巨大地震等が発生した場合における沿岸地域への後方支援や、数々の寺社仏閣や旧跡など、歴史・文化資源の集積を生かした観光文化振興の取組、さらには、広域スポーツの振興などで重要な役割を果たしていただけるものと期待しています。

関西圏域の展望研究については、9月に最終報告書がまとまり、関西としての地方版総合戦略や平成29年度から始まる次期広域計画の基礎として活用していくこととしています。

その一方で、こうした取組に合わせて研究会が提案する国土の双眼構造の実現、人が還流し、地域の魅力を高めるという政策コンセプトについて、関西の全ての府県市、あるいは、地方創生、地域創生に関係する実践者の方々とともに考えていくことが何よりも重要だと考えています。その一つの契機として、関西圏域の将来展望シンポジウムを11月14日に開催いたしました。

国の事務・権限の移譲については、国の地方分権改革推進本部が実施する提案募集に対して、今年度は、喫緊の課題である、地方創生に資するものや大括りした事務の丸ごと移譲の提案も含めて25項目の提案を行い、国と調整を行っています。そのうちの17項目については、先般示された所管府省の第2次回答では、提案を踏まえて検討するとされたものが3項目、現行制度で対応可能とされたものが2項目、対応不可とされたものが12項目となっています。

第1次回答で対応不可とされたものについて、国に再検討を促すべく意見を提出したものの全く進展が見られません。各府省の依然として地方分権改革に対する消極的な姿勢が見受けられます。関西広域連合としては決して諦めることなく、国からの事務・権限の移譲の実現に向け、粘り強く取り組んでいきます。

広域インフラ整備については、10月19日に三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議が三重県津市で開催され、私も関西広域連合長として出席し、大阪までの同時開業を強く要請してきました。また、11月17日には、北陸新幹線建設促進同盟会等の中央要請に同行し、一日も早い大阪までのフル規格での整備を訴えてきました。

本年7月に設立した、関西から少子高齢者社会の健康長寿を目指す新たな産学官連携のプラットフォーム、関西健康・医療創生会議は、今年度、優先的に取り組むテーマとして、医療情報、少子高齢社会のまちづくりなどを選んでいきます。

本年12月22日には、設立記念シンポジウムを開催し、テーマごとに設置された分科会の取組内容を紹介するなど、企業、大学、自治体に分科会への参画を広く呼びかけ、分科会活動をスタートさせます。

観光・文化振興においては、訪日観光客のさらなる増加が見込まれる東南アジアをターゲットに、関西の認知度向上・誘客促進を目指すトッププロモーションを行っています。

この9月には山田広域観光・文化・スポーツ担当委員を団長として、フィリピンとマレーシアを訪問しました。政府観光省や旅行業協会との意見交換、旅行会社、メディア関係者を対象としたレセプション、観光ブースの出展により関西の魅力をアピールしました。

また、今月27日から29日には、私が団長となり、ベトナムを訪問し、ホーチミン市観光局や旅行会社等と意見交換を行うほか、観光セミナーや交流レセプション、観光展の開催などを通じて、関西をPRする予定です。

また、7月の広域連合と関西経済連合会との意見交換会で合意された、関西の国際観光に官民が一致協力して取り組む体制を確立するため、11月6日に関西国際観光推進本部準備委員会が設置されました。来年4月の推進本部設立に向けて、今後、経済界などと連携協力して準備を進めていきます。

この冬につきましては、電力が安定して供給されるためには、日常からの着実な節電の取組が重要です。このため、昨冬実績である平成22年度冬と比べ、9%の削減を目安とする節電の実施を、家庭や企業に呼びかけていきます。

これより提出した議案について説明します。

まず、第13号議案「平成27年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）の件」です。歳入歳出それぞれ755万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,386万2,000円とするものです。このたびの補正は、奈良県の加入に伴うもの、ホームページのセキュリティ強化に伴うものなどです。

次に、第14号議案「関西広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」については、行政手続法の改正に伴い、行政指導や処分等の手続が定められましたので、同様の手続を条例に定めるものです。

第15号議案「関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求など、この法律の趣旨に合わせて改正するものです。

次に、第16号議案「関西広域連合広域計画の一部を変更する件」については、奈良県の加入に伴うもので、広域計画の対象区域に奈良県を加えるなどの記述を変更するものです。

以上で、提出議案の説明を終わります。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、適切なご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（山下直也） 以上で、議案の提出者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第13号議案から第16議案に対する質疑については、一般質問とあわせて行い、討論及び採決は一般質問終了後に行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下直也） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

---

## 日程第6

### 一般質問

○議長（山下直也） 次に、日程第6、一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

なお、理事者に申し上げます。答弁は簡潔明瞭に願います。

まず、大橋一夫君に発言を許します。

大橋一夫君。

○大橋一夫議員 京都府議会の大橋一夫でございます。関西広域連合の今後取り組むべき課題についてお伺いします。

まず、現状認識ですが、広域連合は、平成22年12月の設立以来、丸5年を迎えようとしております。その設立時に掲げられた国出先機関の丸ごと移管など、国の事務権限の受け皿としての役割を果たし、地方分権改革の突破口を開くという目的は大きな壁にぶつかっていますが、設立の意義はその一点にあったともいえ、先ほどの提案説明でも決して諦めることなく、国からの事務・権限の移譲の実現に向け、粘り強く取り組んでいきたいと述べられましたが、今後も決してその旗をおろすことなく、成長する広域連合としての存在感も示す中で、その実現に取り組んでいかなければならないと考えます。

そのような中、もう一つの狙いとして、関西全体の広域行政を担う責任主体づくりのため、既存の広域連携の取組とは異なる執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立するとされ、加入をするかどうかの議論を行った京都府議会の特別委員会でも、既存の広域連合の仕組では、責任主体が明確ではないとの説明がなされたところです。

今日まで広域連合は、広域計画の策定、規約に規定された具体的事務について、分野別

計画を策定し、7分野の広域事務を推進するとともに、関西共通の課題に取り組むため、企画調整事務にも取り組み、井戸広域連合長が答弁されていますように、広域計画、分野別計画の策定、資格試験などの実施、ドクターヘリの運航や東日本大震災の際のカウンターパート方式での支援など、一定の成果はあったと考えますが、俯瞰すれば、構成府県市で合意できる取り組みやすい広域調整や企画調整事務を拡大する中で、関西広域連合の存在を示されてきたとも受けとめられます。

資格試験の手数料など、わずかな独自財源しかない広域連合において大変に難しい問題であると考えますが、域内住民にとって4層構造となる特別地方公共団体を創設してまで行おうというメリットがあったのか。5年間でどのような具体的な成果があったのか。十分に説明しづらい状況にもあると思っております。改めて5年の節目を迎えようとする広域連合の現状をどう捉えておられるのか、お伺いします。

次に、今後の広域計画のあり方について、お伺いします。

来年度には、次期広域計画の改定に向けた検討が行われますが、現状を踏まえ、改めて今後、広域事務にどう取り組んでいくのか検討していくことが必要だと考えます。現在の広域計画では、広域連合の今後の方向として、行政評価制度による政策目標、指標のPDCAサイクルを実施するとありますが、現在、行われている行政評価は年度当初に立てた施策目標の達成度のみを示すものとなっております。これまで実施してきた事業であっても、効果が小さい事業にあっては、思い切ってスクラップを行うとともに、府県市の連携・共同で行えるものなのか、それとも、広域連合という行政組織でなければ担えないものであるのかといった視点でも評価し、スクラップ・アンド・ビルドの面からも、広域連合が責任主体として本来行うべき広域事務を、実施事務の拡大も含め精査・検討し、その事務に注力していくことが必要なのではないでしょうか。まず、この点についてどのようにお考えかお伺いします。

また、例えば、現在の広域計画では関西全体を4次医療圏と位置づけられるとともに、関西圏域の展望研究会の報告書でも医療首都関西を目指すと言われていますが、その内容は、4次医療圏と冠するに本当にふさわしいものなのか、検討する必要もあると考えます。

その中で、先進医療についていえば、広域連合のホームページで医療施設情報とあわせて、多額の治療費負担に対し、構成県で独自に設けられている無利子貸付やがん先進医療ローンの利子相当額の助成制度、補助制度の紹介がなされていますが、一例として、ホームページでの情報提供にとどまらず、域内の大学も含めた先進医療に取り組む各種放射線治療施設設置主体とも連携し、域内住民に対し、一定の水準、枠組みを持つ支援制度を創設するといった新たな事務を、広域連合の実施事務として検討すべき段階ではないかと思慮いたしますが、お考えをお伺いします。

さらに、企画調整事務については、前回の広域計画改定時に一定の組織体制のもと取組を進めるものを明記されたところですが、例えば、広域インフラのあり方として、平成25年に北陸新幹線敦賀以西ルートについて、広域連合として米原ルートが最も優位であると取りまとめられ、国へも提案をしてこられました。その際の基本方針として、広域連合の各構成員は、部会での検討結果及び連合議会、各府県議会の意見を踏まえ、平成24年度末を目指して全構成員の同意をもって広域連合としてのルート提案に向けた結論を出すと言われてます。本年3月、北陸新幹線が金沢まで開業し、敦賀以西ルートについて、JR西日

本が小浜市、京都市ルートを検討をしていることが判明した中で、本議会でも連合長は、JR西日本の考えを確認したいとされ、広域連合として従前の判断を見直すというところまでは至っていないとされています。

私は、今後、広域連合が変化する状況も踏まえ、ルートの再検証を行うとされるならば、それに反対するものではありません。一方で、仮に、広域連合として、ルートの再検証を行うとすれば、さきに述べた基本方針の中で取りまとめができるのか、できない場合には、翻って広域連合としてのガバナンスや存在感に大きな遺恨を残すことにもつながりかねないと考えます。連合長は、本議会で企画調整事務について、北陸新幹線ルートを例に引かれ、いろんな整備主体がある中で、関西全体から見て一番望ましいものはこれなんだというような主張をしていく、これがこれからの大きな広域連合に期待される役割の一つではないかと答弁されていますが、運営に関し、原則全員の合意を申し合わせられており、企画調整事務の今後の選定に当たっては、広域連合のガバナンスや存在感を高めるという面からも十分な見通しを持って慎重に進められることも必要ではないかと思いますが、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

その上で、悩ましい課題もあると思いますが、選定をした以上、しっかりと広域連合としてのガバナンスが確立できるよう、運営のあり方についてもさらに検討される必要があるのではないかと考えますが、ご所見をお伺いします。

続いて、関西版総合戦略についてお伺いします。

昨年度、立ち上げられた関西圏域の展望研究会においてまとめられた、関西の将来展望についての最終報告書を参考にし、次期広域計画の策定を視野に入れ、広域連合版の総合戦略を策定されることになっております。広域連合は、地方自治法に基づき、広域計画を作成し、計画の実施のために必要な連絡調整を図るとともに、その事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、協議により規約を定めることになっておりますが、関西版総合戦略は、広域計画を実現するため、特に人口減少対策や地域創生対策などに焦点を当てた実施計画に相当するものになるのではないかと考えております。そして、その策定に当たっては、広域計画や規約、さらには、分野別計画との関係も考慮し、それらを勘案した上で、効果的で実効性のある総合戦略にしていかななくてはなりません。参考とされる関西圏域の展望研究会の報告書では、基本的な取組として、府県域内の取組、府県域をまたがる取組、国などへ提案する取組という3つの取組がそれぞれ8つのテーマごとに掲げられていますが、これら提案されている基本的な取組の中にも、広域連合が行うべきこと、各府県が行うべきこと、市町村が行うべきこと、その他、国や民間企業、住民が行うべきものが含まれています。9月27日の連合委員会の資料では、具体的な施策イメージとして、連合が実施主体となり企画調整事務に位置づけられるものを3月に取りまとめる骨子に、連合が実施主体となり実施事務に位置づけられるものについては、規約との関係を検討した上で成案に盛り込むとありますが、関西版総合戦略で取り組む具体的な施策については、真に広域連合で担うべき事務なのかどうかについてしっかりと議論し、仕分けを行った上で策定することが必要です。

また、策定のスケジュールについてですが、来年3月に骨子を取りまとめ、11月には成案を策定するとなっております。現在、広域連合もまち・ひと・しごと創生法に基づく策定主体とし、交付金の対象とするよう、国に求めているところですが、仮に認められたと

して、このスケジュールで交付金の対象となるのか疑問に思うところです。

そこで、お伺いいたしますが、今後、策定する関西版総合戦略と広域計画や分野別計画、規約との関係をどのように考え、どのようなレベルの施策を戦略に掲げようとしているのか。また、法に基づく策定主体とすることや、交付金の対象とするよう求める提案に対する国とのやりとりの中でどのような感触を得て、このような策定スケジュールを組まれているのか、お伺いをいたします。

また、広域連合として、関西版総合戦略を策定する以上、当然ながら国の支援措置がなかったとしても策定内容がそのことにより大きく左右されてはならず、広域行政の責任主体として策定した総合戦略を実施していかなくてはならないことは言うまでもありません。そうでなければ、広域連合がみずからその存在感を否定することを意味しかねないとも考えるからです。この点については、どのようにお考えかお伺いをいたします。

最後に、今後の組織体制とその運営についてお伺いします。

連合長は、今日まで広域連合は簡素な組織だと述べてこられており、その事務を支える職員数を見ても、議会事務局を除き、本年9月5日現在では本部が29人、分野別事務局などが615人と、それぞれ設立時の3倍以上になっているものの、そのほとんどが構成府県市の兼務となっております。さきに申し上げたような形で広域事務が拡大してきたことにより事務量がふえてきた一方で、財源の問題なども勘案したとき、組織体制についての連合長のお考えも理解ができないわけではありません。しかし、広域連合が地方分権の突破口を切り開くためには、厳しい財政状況の中、職員数の削減や抑制に取り組んでいる構成府県市の兼務職員をふやすのではなく、広域連合のガバナンスのもと、広域連合でなければ取り組めない課題にのみ専念する職員体制を整備することにより、域内住民にとって大切な広域事務を行っている自治体と認識されるような取組を進め、国に対しても存在感を十分に発揮していくことが求められると考えます。大きな決意をもって広域連合を設立し、5年を経過しようとしている今こそ、さきに申し上げたようなことも含め、策定される関西版総合戦略や中長期的な絵姿を描く次期広域計画に向けて、予算規模や組織体制、運営、職員構成やその数などを改めて検討、見直していくことも必要ではないか思います。今後を見据えた組織体制と運営について、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 大橋一夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、関西広域連合の今後の課題についてのお尋ねでありました。現状認識についてのお尋ねがございました。

関西広域連合は、言うまでもありませんが、関西全体としての広域行政に強い責任を持つ主体をつくりたいという思いで取り組んできております。設立目的の防災等、広域事務の推進、あるいは、ご指摘もありました関西全体としての企画調整に腐心をしてまいってきております。ただ、国の出先機関の移管については、いまだ実現を見ていないのは残念なことであります。

これまでの取組に対するメリットや成果については、個々の自治体では対応できない行政事務に対応してきたことがまず挙げられると思います。これは、ご質問にもありました、東日本大震災の際のカウンターパート方式による被災地支援など、あるいは、関西のトッププロモーションの観光ルートの開発、あるいは、ドクターヘリの共同運航、そして、カ

ワウや鹿を対象とする広域的な保護管理計画の策定と実行などであろうかと思えます。

2つ目は、関西の広域課題に対する対応であります。

ご案内のように、節電の運動も広く展開してまいりましたし、北陸新幹線やリニアについての大阪乗り入れの一日も早い働きかけもいたしております。あるいは、関西全体としてのエネルギープランの策定も実施いたしました。ワールドマスターズゲームズの後押しもしてきている。これらが関西の広域課題に対する対応として存在感を示した例ではないか、このように思います、

もう一つ、3つ目としては、関西全体の将来ビジョンを示すという役割であったと思えます。関西圏域の将来展望研究会からも報告をもらって、戦略を策定しようとしておりますのも一つですし、あるいは、琵琶湖淀川流域対策について研究会を設置して、流域治水や防災のあり方を検討しておりますのも、関西全体としての将来ビジョンをつくっていかうという試みであろうかと思えます。これらはやはり関西をバックとする広域行政の明確な責任主体としての関西広域連合が取り組んできた成果ではないかと考えております。

さらに5年をたとうとしておりますが、奈良県が広域防災、広域観光・文化・スポーツの2分野でありますけれども、加入していただくことになりました。これにより、関西の一体感がさらに強まり、関西として取り組んでいける体制が整ったというふうに考えております。そのような意味で、5年目の節目を奈良県も入っていただいて、一体となった広域連合として推進ができる、これも成果の一つと考えていいのではないかと考えているものであります。いずれにしても、設立の趣旨からしますと、国との関係で苦戦をいたしておりますが、粘り強く所信で申し述べたように、しっかりと進めていきたいと考えます。

それから、2番目の今後の広域計画のあり方についてのお尋ねがありました。

実施事務の拡大については、現広域計画では明示しておりますけれども、我々で今後必要なことは、都市と農村の交流などの地域活性化策とか、大学間連携などの高度人材育成ですとか、統計情報の分析ですとか、行政委員会事務の共同化ですとか、公設試験研究機関の連携強化ですとか、国道河川の一体的な計画整備、管理などを広域計画にもあげておりますけれども、本来、連合が行うにふさわしい新たな事務について可能性を検討しているものでございます。

また、先進医療につきましては、4次医療圏についてコメントがございましたが、医療法に規定する都道府県単位の3次医療圏を越えて、広域救急医療連携や高度先進医療、高度専門的な保健医療サービスを提供するための圏域を示す新たな概念として提案させていただきます。今、運航しているドクターヘリはこの実践例として捉えられると思えます。関西には専門別にも著名な医療機関や研究機関が多いので、今後、これらの有機的な連携により取り組んでいきたいと考えます。

なお、ご指摘の放射線治療につきましては、まずは、府県民に周知、徹底を図っていくことが必要だと考えます。そして、患者やその家族のために必要な治療法の提供や経済的負担の軽減のための措置につきましては、関係府県と連携して、関西広域連合として一定の方向を示すことができればというような取組を検討してまいります。いわゆる企画調整事務であります。広域連合としての取組にふさわしい関西広域にわたる政策課題であり、かつ、実現への戦略は十分見通せると判断した際には、積極的にご指摘のように取り組んでまいります。また、次期広域計画策定の中でもそのような取組を進めてまいります。一

度決めたことが変更になるようなケースももちろん出てくることは十分考えられます。時流に応じてかたくなに過去の決定にとらわれるのではなく、その時代にふさわしい決定をしていくべきだと思っておりますが、一方で、それはガバナンスがしっかりしていないんじゃないかというふうを受け取られても困るわけですので、私どもとしては、関西全域の府県政令市の知事、市長を委員とした委員会で、関西として今後とも調整をしてまいります。

そして、時代の推移や状況の変化にも柔軟に対応することも大切だということを申し上げましたが、関西は一つ一つの多様性を持っていることが特色でありますけれども、関西は一つの理念のもとに取り組んでまいります。私は、関西広域連合は、関西全体の共通利益、共通目標を推進する共同機関であると、このように位置づけていきたい、このように考えているものでございます。

関西版総合戦略についてのお尋ねがございました。

総合戦略は、関西の将来展望を踏まえて、将来のあるべき姿を描くとともに、この実現には、国、あるいは、府縣市それぞれの役割分担に従って、それぞれが行うべき事務について責任を持って進めていくべきものとなると思います。連合として取り組むべき事務かどうかは、連合の役割や機能を見定めて取り組まなくてはならないと考えています。

このような考え方のもとに策定することになります総合戦略は、まずは基本的な考え方、総論と、政策目標、そして、具体的な事務事業で構成することを想定しています。政策目標ですとか、基本的な考え方は、関西広域連合が独自で一人でやる方向を示すのではなく、関西全体としての目標や方向になるように、示していければと考えているものであります。

この具体的な事務事業につきましては、分野別計画であげております関西広域連合の広域事務との関連性を十分踏まえながら、広域計画の策定と一体的に検討していきたいと考えています。

広域連合を総合戦略の策定主体とするように求めて、提案募集に応募したわけですが、提案を踏まえ、引き続き検討を進めると第2次回答で国が示しておりますが、まだ結論が出されておられません。最終決定は12月の予定となっておりますが、広域連合の立場といたしましては、国が総合戦略の法律上の策定主体になるか、ならないかを問わず、法律の次元でそうなることが望ましいのでありますが、それにかかわらず総合戦略を策定していきたい、このように考えています。

スケジュールといたしましては、国土の双眼構造を実現する関西、人が還流し、地域の魅力を高める関西の2つの政策コンセプトのもとに、今年度中に骨子案、第1次案を策定し、来年度に持続可能な仕組の構築を目指す具体的な事務事業を盛り込んだ戦略を策定する予定です。この総合戦略の実施に当たりましては、広域行政を担う関西広域連合としての責任をもって実施していく具体事業と、また、構成団体、または、国の支援を受けながら推進していくものに分かれて、これらの有機的な連携のもとに進めていくことになろうかと考えております。

今後の組織体制と運営についてのお尋ねがございました。

関西広域連合は、簡素で効率的な執行体制とすることを基本として、各担当委員制、あるいは、その事務局も兼務による構成団体の組織の活用、それらとの連携を図ることを基本としておまして、必要最小限の体制で組織運営をしているものと考えております。



分野別事務局を担当委員の府県に設置する分散型事務局体制をとっているわけですが、これは広域連合の職をそのそれぞれの府県市の職員が兼務していただくことで、府県市の事務と連携が図られ、また、それぞれの担当委員の指導によりまして、迅速に事務を処理することができる、業務首都制をとったとこのように考えています。設立から5年を迎えまして、分野事務の内容充実や新たな企画調整事務への取組、政令市のご参加などによりまして、広域連合の事務もふえておりますけれども、必要最小限の体制を心がけてまいりました。今後も新たな事務に取り組む場合には、組織体制の整備が必要となる場合でありましても、構成団体への過大な負担とならないようには配慮しつつ、例えば、本部事務局と分野事務局、あるいは、分野事務局間をまたぐプロジェクトチームの編成など、新たな課題や緊急対応が求められる場合にも、対応できる組織体制を目指していきたいと考えております。私はやはり分野別に担当委員制をとっている限り、基本的にはその委員が持っている組織をフルに活用していくということは一番効率的な運営に資するのではないか、このように考えております。今後ともどうぞよろしくご指導をお願いします。

○議長（山下直也）　大橋一夫君。

○大橋一夫議員　ご答弁ありがとうございました。

国の出先機関の移管の問題も含めて大きな壁にぶつかっていると。もともと先ほど申し上げたようにこれが広域連合を設置していく一番大きな目的だったと、私は理解しております。そういう中で、いろんな形での広域事務について、広域連合が責任主体としてやっていくということについてのやり方やその内容について、今日まで連合長を初め、委員の皆さん、そして、構成団体の職員も含めて、連合職員の皆さんも大変にご苦勞をいただいていたというように思っております。

そういう中で、やっぱり出先機関の問題が壁にぶつかる、そして、広域事務の責任主体としてやっていかなければならないことで今、連合長のほうから、このようにやってきたんだよというご説明をいただいたんですが、なかなか実施事務としてあがってこない、域内住民の人にとってはなかなか見えづらいという部分も、実際にはこれはあるんだろうというように思っております。ご努力をいただいていたということ、ご苦勞をいただいていたということは十分理解しながらも、やっぱりこれから先の広域連合のあり方というのは、やっぱりその存在感も含めてしっかり見せていくということも大変に重要なことであるというように思いますので、その辺を今後、可能性も含めて検討していくというお話も一部でありましたので、ぜひご検討いただいて、お願いをしたいと思います。

そういう中で、例えば、きのうの新聞にもちょっと出ていたんですが、いわゆる京都の舞鶴港からのガスパイプラインの話が出ておりました。京都府、兵庫県が一緒になってこれに取り組んでいただいている、両府県の知事さんには非常に感謝をいたしておるわけですが、こういう事務というのはやっぱり京都舞鶴港の振興という部分でだけ取り上げれば、場合によっては京都府だけの問題かもしれませんが、やっぱり関西全体のエネルギー供給をどうしていくのかと。どう災害から確保していくのかという面から見れば、やっぱり広域連合でも取り組んでいただくという考え方もあっていい話ではないかなと。現に広域連合のほうでつくられている関西のエネルギープランの中にもそういうことが入っていますので、こういうこともご検討いただくようお願いをして、時間が来ましたので私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下直也） 次に、富 きくお君に発言を許します。

富 きくお君。

○富 きくお議員 京都市の富 きくおでございます。一般質問として、大規模広域災害への関西広域連合における対策に関しまして、8分以内で2点質問いたします。2点とも井戸広域連合長に答弁を求めておりますので、よろしく願いいたします。

近年、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や、豪雨の増加などの結果、大規模広範囲の風水害がふえており、基礎自治体の枠を超えて対応すべき事例が増加をいたしております。大規模な水害として、最近では、本年2月の関東、東北豪雨災害が挙げられます。また、9月には、積乱雲が带状に並ぶ線状降水帯を原因とする豪雨により、茨城県の常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、鬼怒川を挟んで東側のエリアのほぼ全域が浸水し、防災拠点である常総市役所も浸水するなど、大きな被害がありました。国の資料によりますと、浸水は約40平方キロメートルの広範囲に及び、宅地や公共施設等の浸水がおおむね解消するまでに10日を要したとされ、また、約4,300人が救助されたとされております。

このような中、災害発生直前や初動期において、住民の避難誘導について自治体間の連携を欠いた対応や、住民への情報伝達に課題があったと聞いております。また、国の資料においても、住民の避難のおくれと長時間広範囲の浸水により多数の孤立者が発生したといった課題が示されています。

大規模広域災害発生時、特に、圏域住民の生命に直結する初動期、応急対応期における広域応援・受援の調整と円滑な実施は、広域連合の真価が問われる重要な役割であると考えています。このため、関西広域連合では、大規模災害時において、関西防災・減災プランに基づき、関西圏域として円滑に応援・受援を行うため、関西広域応援・受援実施要綱を作成し、具体的な活動手段を定め、運営、運用することとしております。

また、この実施要綱に基づき、関西広域連合の構成団体、連携県及び防災関係機関が参加する広域応援訓練を実施されており、これらを踏まえて、実施要綱の改定が予定されているとも聞いております。

大規模広域災害への対応においては、広域応援・受援の調整といった、関西広域連合の役割をしっかりと果たせるよう、訓練、シミュレーションと実施計画の実施結果への計画への反映といったサイクルをしっかりと循環させることが大変重要であると考えます。

については、関西広域応援・受援実施要綱とそれに基づく訓練の内容やシミュレーションの想定範囲等について、現時点で課題や改善点をどのように認識されており、今後、どのように充実を図られようとしているのか、また、風水害対策について、先ほど触れましたように、関東、東北豪雨災害への対応で課題が指摘されているところであり、関西防災・減災プラン風水害対策編について何らかの見直しが必要と考えますが、どのように認識されておられるのか、見解をお聞かせください。

次の質問です。

緊急物資等の円滑な供給体制の確保であります。大規模広域災害発生時の応急対応期等において、緊急物資の円滑な供給は、圏域住民の生活を支える上で大変重要であります。このため、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に際して、関西広域連合では、緊急物資等を円滑に供給するシステムを構築するため、民間物流事業者と連携した物資の輸配送、民間流通事業者と連携した物資の確保、関西の広域防災拠点のネットワーク化を図るとし

ています。これについて、平成26年度施策運営目標に対する行政評価についてによりますと、昨年度、緊急物資円滑供給システム協議会が物流分科会を含め4回開催され、3月には検討、経過報告書の作成がされております。また、今後の対応等を含めた評価では、今後も計画に基づいて実施とされています。民間物流事業者と連携した物資の輸配送については、運送業界は少子高齢化や若年労働力不足、厳しい経営環境などにより、将来深刻な労働力不足に陥るとの予測もされていることから、円滑に実施できるのか懸念をいたしております。さらに、これらの供給システムが円滑に機能するためには、幹線道路などのインフラの一部に大規模広域災害により支障が生じた場合でも広域防災拠点がネットワークとしてしっかりと結ばれていることが必須であり、複数のルートの選定や場合によってはハード面の対応も不可欠と考えます。ついては、緊急物資等を円滑に供給するシステムの構築に向け、物流の確保と広域防災のネットワーク化という点から、現在の進捗状況と課題、その対応策をどのように考えておられるのか、連合長の見解をお聞かせください。

以上で、私からの質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 富 きくお議員のご質問に答えいたします。

まず、確実な応援・受援調整等による関西広域連合の果たすべき役割の発揮について、お尋ねをいただきました。

関西広域応援・受援実施要綱は、東日本大震災における被災地支援ですとか、平成23年の台風12号災害における和歌山県や奈良県に対する支援などを踏まえまして、災害対応の実施体制や応援・受援の手順を分野別に示しております。平成25年にこの要綱を策定したわけではありますが、その後、平成25年台風18号災害におけます京都府や滋賀県に対応して技術職員を派遣いたしました。また、平成26年8月豪雨での災害ボランティアの呼びかけなど、実際の被災地支援に活用してまいったのでありますが、実効性のさらなる向上を目指す必要があります。南海トラフ地震や京都府内の直下型地震などを想定した、実働図上訓練を行うことによりまして検証を進めています。この検証におきまして、外部検証員を含めました訓練検討会では、災害直後に優先されるべき情報や民間事業者との連携手順などにつきまして、要綱が十分に生かされていないということが課題になりました。今後、訓練を積み重ねていくことによりまして要綱の習熟に努めてまいります。また、地震だけではなく、ご指摘のように、大規模な洪水や高潮を想定した訓練も実施いたしまして、これの積み重ねを行ってまいります。

関東、東北豪雨災害におきましては、圏域をまたぐ大規模河川における流域管理のあり方、鬼怒川などではありますが、あるいは、隣接市への広域避難、常総市も隣接市へ広域避難いたしました。これら広域的な対応は必要な課題となり、このことが明らかになりました。これらにつきましては、関西防災・減災プランにおきましても、琵琶湖・淀川の洪水や大阪湾岸における高潮など、府県域を越える広域的な水害が発生して、同じ流域内の市町村における避難勧告等の発令基準の整合性をとっていくこと、2つには、住民の適切な避難行動を指導していくこと、3つには、効果的な情報伝達を進めていくことなどにつきまして、十分な調整を図ってまいりたいと考えています。

今後とも訓練によるプランの検証を行いながら、水害時の避難、応急対策についての国の検討や研究会の状況等も踏まえまして、必要な見直しを進めてまいります。やはり実践

的な防災訓練の結果、あるいは、図上訓練の結果をいかに反映させていくかが重要になっていくと、このように考えているものでございます。また、他の地域での課題や対応についても十分に取り入れていきたいと考えます。

続きまして、緊急物資等の円滑な供給体制の確保についてです。東日本大震災では、大量の物資が集積拠点まではきていたのですが、これが滞留して被災者に行き届かなかったことが最大の反省点の一つでありました。考えてみますと当たり前なんです。物資の輸送を職員にやらせるという計画だったわけです。職員は物資の輸送など日ごろから携わっているわけじゃないんです。ですから、それをメインとして計画が組まれたというところが課題であったと考えています。そのような意味で、物流とか、流通事業者等の参画を得て、緊急物資円滑供給システム協議会を設立して、緊急物資を円滑に被災者に届ける仕組みを検討しております。この協議会の最大の眼目は、物資の確保や配送について、行政が持たない施設や設備、あるいは、ノウハウを持っている民間物流事業者の力をかりて円滑化を図ろうとするものでございます。

一方、民間事業者からは、事業者自身が被災する可能性があります。被災や契約者との関係などから災害発生直後にどこまで動けるか確約できないという声が聞こえています。輸送拠点運営のノウハウ習得等について、行政側も努力をしてほしいという意見があります。このために、民間事業者に期待する業務内容や実施時期の明確化を図っていく必要があります。また、災害対策本部事務局にも物資担当組織を置く必要があると考えております。行政職員向けの救援物資対応マニュアルなども作りまして、官民挙げての対応を進めていきたいと考えて、検討しております。

また、ご指摘の広域防災拠点のネットワーク化であります。構成団体における広域防災拠点を結ぶ緊急輸送路の指定ですとか、広域防災拠点が被災した場合に備えた代替する拠点の確保を進めています。あわせまして、道路情報を共有する仕組みの検討なども必要です。このように広域防災拠点のネットワーク確保を基本として、各種の視点から検討を進めています。

このような課題を踏まえまして、年度末までには一定の成果として取りまとめている予定でございます。

さらに、ハード対策として、輸送拠点となる空港とか港湾を連絡する高速道路や主要都市間を結ぶ高規格幹線道路などのミッシングリンクが、関西は大変存在しております。これの解消を図るべく、引き続き国に強く求めているものでございます。いずれにしましても、被災直後における緊急物資の避難所等への配送をいかに的確に行うかは、一番最初の初動でございますので、その初動が十全に行われるように努力をしております。これからもご指導よろしくお願いいたします。

○富 きくお議員 ありがとうございます。終わります。

○議長（山下直也） 富 きくお君の質問は終わりました。

次に、岩佐弘明君に発言を許します。

岩佐弘明君。

○岩佐弘明議員 滋賀県議会議員の岩佐でございます。私は、琵琶湖淀川流域と広域環境保全の取組について質問をさせていただきます。

明治18年から始まった琵琶湖疎水事業は、京都の農業用水や生活水の確保、舟運、水

力発電、琵琶湖の水位調整など、多目的な地域総合開発の先駆的なもので、全て日本人の手による我が国最初の大土木工事でございました。そして、明治23年、琵琶湖疎水事業の完成により、琵琶湖の水の近代的な利用がスタートいたしました。さらに、当時では、思いもよらなかった舟運を観光資源にしようと、琵琶湖疎水の今日的活用が試行されています。また、明治29年に発生した大洪水において、滋賀県では死傷者111名、流出損壊家屋7,855戸、下流域では、死傷者671名、流出損壊家屋5,690戸という大きな被害をもたらし、この水害をきっかけとして琵琶湖淀川流域全体を視野に入れた大規模な治水事業が本格的に始まりました。

この治水事業は、淀川改良工事と呼ばれ、瀬田川の川幅を拡幅し、浅瀬や堆積する土砂などのしゅんせつと洗堰の建設及び下流の宇治川、淀川の河川改修を実施するものでした。これによって、瀬田川が流せる水の量は4倍になるとともに、洗堰の操作により瀬田川の流速と琵琶湖の水位の調整が進展いたしました。高度経済成長期にあつては、下流府県からは増加する人口への対応や工業化の進展、さらに、それに伴う地下水の取水による地盤沈下の進行などの対応に、安定した利水をさらに確保する必要がありました。

このように、淀川流域における水需要の急激な増大により、琵琶湖は貴重な水源として一層期待されることとなり、現在においてもその役割を果たしています。こうした状況を背景にさまざまな問題を総合的に解決し、上流、下流がともに栄えていくために、琵琶湖総合開発特別措置法が昭和47年に策定され、琵琶湖総合開発事業が始まりました。

琵琶湖総合開発事業は、近畿圏の健全な発展に寄与することを目的に、琵琶湖の自然環境と水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉の増進を図ってきました。この事業は、自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策及び琵琶湖の水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの柱で構成されてきました。

また、別の分類として、水資源公社、現在の水資源機構ですが、実施する琵琶湖治水と水資源開発の琵琶湖開発事業、さらに、国、県、市などが実施する地域開発事業で構成されてきました。琵琶湖開発事業は、我が国で初めて水源地開発と水源地域開発を一体的に進めた事業として、地域開発事業は、地域整備を中心とする事業として、それぞれの事業が相互に調整を図りながら進められてきました。このように水資源開発に伴って上流の地域開発が計画に含まれていること、その開発費用を下流も負担していることで、上流、下流の流域調整を図った流域統合管理開発のモデルとして世界的にも注目されてきたところです。そして、水資源開発計画において、利用水深を琵琶湖基準水位マイナス1.5メートル、開発水量は毎秒40トンとした琵琶湖開発事業が平成3年度に完成し、これを受けて平成4年3月31日に瀬田川洗堰操作規則が定められ、この操作規則に従って国土交通省琵琶湖河川事務所が瀬田川洗堰の操作を実施しております。上流の滋賀県と下流の府県の協力により、昭和47年から平成8年までの25年間の歳月を費やした琵琶湖総合開発事業で整備された施設の効果は、淀川流域、下流域の水源地の安定供給の確保を図り、広く下流、近畿圏の発展にも寄与したといえます。こうした琵琶湖総合開発事業に対する井戸広域連合長の所見を伺います。

このように、現在の関西圏に住む我々は、安心・安全で便利な暮らしを手に入れました。その一方で、ふだんの暮らしの中で淀川流域河川とのかかわりが薄くなり、身近な生態系

の変化に気づくことが難しくなってきたようです。

こうした折、琵琶湖の国民的財産としての位置づけが明確にされた、琵琶湖の保全及び再生に関する法律、以下再生法といいます、9月28日に施行されました。この再生法への取組は、平成20年1月、政府与党議員による琵琶湖の環境改善を促進する議員連盟の設立から具体的に動き出し、法整備の機運が高まりました。そして、平成25年4月に議員連盟が再度設立され、衆議院、参議院とも全会一致で議員立法の再生法が成立いたしました。議員連盟には、琵琶湖を預かる滋賀県は無論のこと、淀川水系の京都府、大阪府、兵庫県を初め、近畿圏の多くの国会議員の方々30名がメンバーとして加わっておられました。再生法は、ポスト琵琶湖として期待、熱望していたもので、この場をかりて感謝を申し上げます。

再生法には、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて、湖沼がもたらす恵沢を未来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とするとされています。400万年の悠久の歴史を有する琵琶湖は世界有数の古代湖であり、60種を超える固有種を初め、多くの生き物でにぎわう豊かな湖です。そして、この琵琶湖の保全再生が我が国における湖沼の保全再生の先駆けとしての事例になり得るとされています。

そこで、再生法において、国民的資産として位置づけられている琵琶湖の価値をどのように認識されているのか、井戸広域連合長の所見を伺います。

さらに、再生法の施行に際し、琵琶湖淀川流域を初めとした水環境の保全に対し、どのような期待があるのか、これも井戸広域連合長に所見をお伺いいたします。

琵琶湖の保全並びに再生に関する基本方針が今年度内に国から示される運びとなっていると仄聞しており、その基本方針を勘案し、琵琶湖保全再生計画を滋賀県が定め、施策を実施することになっています。そこで、環境こだわり農業や濁水防止などにより、琵琶湖への流入負荷の削減に取り組んでいるものの、水質汚濁の指標の一つであるCOD、科学的酸素要求量の値が改善していないこと。ブラックバスやブルーギルなどの外来魚の増大、そして、それに伴う在来魚介類の減少、著しい繁茂を続ける外来水生植物、中でも昨年6月11日、特定外来生物法に基づく特定外来生物に指定された、オオバナミズキンバイにより脅威にさらされているのが現在の琵琶湖です。さらに、泥質化などの湖底の環境の変化など、現在、琵琶湖が抱える多面的な課題に対し、どのような視点でもって対応されているのか、琵琶湖を預かる行政の長として、三日月委員に所見をお伺いいたします。

また、再生法では、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、関係地方公共団体の意見を聞き協議しなければならないとされ、また、事業の実施に際し、お互いに連携を図りながら協力しなければならないとされています。さらに、関係府県知事、関係指定都市の長は、施策の推進に関し、必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生協議会が組織できるとされています。このように、琵琶湖保全再生計画の策定や施策の推進において、地方公共団体との連携は必須であり課題の共有が必要だと思います。とりわけ、琵琶湖は、近畿、関西地域の1,450万人の貴重な水資源であり、京都、大阪、兵庫といった下流府県ともつながっていることからすれば当然といえます。しかしながら、上流、下流

は利害が相反することも現実としてあり、双方がいかにお互いの立場を尊重し、相互理解を深め、協力し合える関係を築くことが重要です。

そこで、さきの関西広域連合の委員会において、法案成立の報告と協力の要請を行ったとのことですが、琵琶湖の重要性についての理解を深掘りするとともに、今後どのように連携を図られ、協力を得ようとしておられるのか、三日月委員の所見を伺います。

また、関西の環境保全分野について、目指すべき方向や取り組むべき施策のあり方等を定めた、関西広域環境保全計画を推進され、先ほども報告がありましたように、カワウの対応と成果を上げられております。そこで、再生法の制定を受け、どのようにこの環境保全計画に反映、対応しようとしているのか、三日月委員に所見を伺います。

先ほど述べました、議員連盟には、近畿圏の多くの国会議員の方々がおられ、平成25年7月31日には、湖上から琵琶湖の現状を視察いただきました。また、法案審議の過程では、衆議院の環境委員会の面々にもことし8月24日に琵琶湖を間近に見ていただき、現状と課題について調査がされました。再生法の施行を契機に、琵琶湖の現状と課題を再認識していただくためにも、下流府県市の知事、市長の皆さんに琵琶湖に足を運んでいただき、みずからの目を見ていただくことが大事だと思いますが、そうした機会を設けることについて、井戸広域連合長の所見を伺います。

施策の実施に当たり、環境教育の充実が挙げられています。滋賀県では、体験による環境教育として、琵琶湖を舞台とした学習船、うみのこの就航が昭和58年から実施されており、これまでに小学5年生、約50万人が乗船しています。また、琵琶湖への理解を深めてもらおうと、平成11年度から京都府、大阪府の淀川流域の小学生と県内の小学生による交流航海を年間それぞれ3航海実施しています。さらに、来年度からは、その他の県にも広げ、交流航海を充実させる方向で検討されているとのことですが、ここではまず、関西広域連合に加盟されている県から進めていけばいかがでしょうか、三日月委員の所見を伺います。

最後になりますが、関西には琵琶湖を初めとして重要な水域が多くあります。瀬戸内海環境保全特別措置法の改正も今国会で成立しましたが、こうした現状において、関西の水環境の保全についてどのように取り組んでいくのか、改めて井戸広域連合長の所見をお伺いいたします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 岩佐弘明議員のご質問にお答えをいたします。

まず、琵琶湖総合開発に対する受け取り、所見についてのご質問がございました。

琵琶湖総合開発は、国家的プロジェクトとして、琵琶湖総合開発特別措置法に基づき実施されたものであります。昭和47年度から平成8年度までの25年間にわたり、総額1兆9,000億円を費やして総合的な対応がなされてきました。

その内容は、琵琶湖の水質や自然環境を守るための保全対策、2つに洪水被害を軽減するための治水対策、3つに琵琶湖の水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの分野からなる総合的な事業でありました。この点のご質問でもお述べいただいたとおりです。この事業等の成果としましては、まず、琵琶湖淀川流域における出水時の浸水被害の軽減などの治水効果が挙げられます。2つに、淀川水系の水資源の安定供給の確保が挙げられると考えます。3つに、渇水時の取水制限期間の縮小など、利水効果が発揮

され、生活基盤や産業基盤が充実することになったと考えられます。関西の発展に大きく寄与したのが、この琵琶湖総合開発であったと受けとめております。

続きまして、琵琶湖再生法で国民的資産として位置づけられている琵琶湖の価値認識についてのお尋ねがございました。琵琶湖の価値としてあげられますのは、先ほども触れましたが、まずは大雨を琵琶湖に一時的に蓄えて洪水調整をすることにあります。人口産業が高度に集積する日本第2の都市圏であります京都、大阪など、関西での氾濫を抑える治水としての価値があります。次に、琵琶湖の水は、滋賀県のみならず、京都、大阪、兵庫の下流府県とつながり、日本の人口の1割以上である近畿1,450万人の人々に命の水を供給しています。水源としての価値を挙げられます。

また、琵琶湖は世界有数の古代湖として60種を超える固有種が生息しています。多くの生き物を育む豊かな生態系としての価値が挙げられます。また、アユやホンモロコなどの水産資源としての価値も挙げられます。このほか日本遺産に認定されましたように、日本の水辺文化を代表する価値なども持っています。このような意味で、日本国内だけではなく、世界的にも評価されるべきものだと考えています。

さらに、琵琶湖淀川流域の水資源の保全といった環境問題に対しまして、上下流が一体となって積極的に取り組んできた歴史と成果は関西が持つ強みとなっていると思います。琵琶湖がそのような中心的な役割を果たしてきたといえるのではないのでしょうか。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行に対しましてであります。琵琶湖保全再生法では、その目的として、琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ると規定されています。この法律で取り組むこととされております、水質の汚濁防止や森林の整備、保全、外来動植物による被害防止、水産資源の回復などの課題は、多くの水域が共通して直面している課題でもあります。しかし、特に総合対策の一環として、私は森林の整備、保全が位置づけられたことは一つの大きなポイントになると考えています。同じような目的で制定されました瀬戸内海環境保全特別措置法の改正も水質の向上を前提として、漁獲量の増大など豊かな海の復活と自然海岸など環境保全を総合的に進めることとされています。琵琶湖保全再生法も、水質など環境の保全に合わせて森林の整備、水産資源の回復など、それぞれの地域にふさわしい対策をとろうとされるものであります。総合的な取組を行うものであります。これにより、琵琶湖の流域の治水効果や水資源、水産資源、環境、景観などの資源の価値がさらに高まることを期待しております。

続きまして、琵琶湖の現状と課題を認識するための現地視察についてのお誘いがありました。京阪神地域では琵琶湖の水を上水道の水源として日常から利用しておりますが、琵琶湖で生じている生態系の変化について、ふだんの暮らしの中で直ちに理解することはなかなか容易ではありません。このため、琵琶湖を国民的資産とした琵琶湖保全再生法の施行を契機に、ご提案のように、その恩恵を受けている府県市の知事や市長、みずからが琵琶湖においてその現状や課題を見て、認識することは大変意義があるのではないかと考えます。今後、連合委員会において、関西が誇る地域資源であり、関西の水環境保全の先駆けとなる琵琶湖の価値を再認識するための機会を設けるなど、積極的に検討してまいります。

続きまして、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正も踏まえた関西の重要な水域の水環境



保全の取組についてのお尋ねがございました。琵琶湖保全再生法とともに成立しました瀬戸内海環境保全特別措置法の改正では、基本理念として、瀬戸内海を豊かな海とすることとした上で琵琶湖保全再生法と同様、生物多様性など、生態系の課題などに地域の多様な主体による活動を含めて取り組むことが示されています。関西は、自然と暮らしが近く、人の営みとともに生物多様性とも深くかかわり、地域独特の文化や景観が世代を超えて受け継がれておりますし、これらが関西の持つ強みの一つであるといえます。この関西が持つ強みを生かし、今回の2つの法律の成立を契機に、世界に誇れる自然と共生する社会の実現につなげられるよう、琵琶湖淀川水域に係る研究会の来年度の提言も踏まえまして、関西総ぐるみでの関西の水環境保全に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。今後とものご指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山下直也） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） 広域環境保全局を担当しております三日月でございます。

琵琶湖が抱える多面的な課題に対し、どのような視点で対応していこうとしているのかということについてでございますが、議員ご指摘のとおり、これまでの対策にかかわらず、琵琶湖は依然として多くの課題に直面しております。滋賀県では、マザーレイク21計画と呼んでおります琵琶湖総合保全整備計画のもと、さまざまな施策を進めております。この計画では、琵琶湖と人との共生というものを基本理念といたしまして、琵琶湖流域、生態系の保全再生と暮らしと湖とのかかわりの再生の2つの方向性を掲げまして、琵琶湖の生態系や私たちの暮らしのつながりを回復する視点で、多くの方々のご協力による課題解決を目指しております。

このような中、議員もご指摘いただきましたが、琵琶湖で急激に繁茂しております外来水生植物オオバナミズキンバイの駆除も行ってございまして、ことし9月には全国から約450名もの学生の皆さんが琵琶湖畔に集い、泥だらけになりながら一緒に駆除に取り組んでいただきました。今回、琵琶湖保全再生法におきまして、琵琶湖が国民的資産と位置づけられましたが、オオバナミズキンバイ駆除での学生の方々の例に見られますように、今後は、滋賀県以外の方々も琵琶湖のつながりも意識して取り組むことが重要でありまして、これまで以上に国や関係府県市、住民の方々、NPO、研究者など、多くの方々のご協力も得ながらみんなで対応していきたいと考えております。

次に、琵琶湖の重要性について理解を深掘りするための今後の連携と協力についてでございます。琵琶湖は多くの固有種を育む豊かな生態系を有するなど、貴重な自然環境の宝庫であるだけでなく、淀川流域を含めて関西の多くの方々の暮らしと密接にかかわっており、関西が共有する重要な資産でございます。このような琵琶湖に対して、関西広域連合では、琵琶湖淀川流域対策に係る研究会を設置し、流域が抱えるさまざまな課題を整理し、流域自治体の認識共有を図ってございまして、琵琶湖の重要性についてはこれまでからご理解をいただいているところです。今般、琵琶湖保全再生法が制定されましたことから、この関西が誇る宝の一つであります琵琶湖について、広域連合を構成する府県市の方々とも、その重要性や価値を共有していくことが必要と考えております。多くの魅力を有する琵琶湖において、関西に住む方々が交流し、つながりを深めることが琵琶湖を健全で恵み

豊かな湖として次の世代に継承することにも寄与すると考えておりました、関西広域連合も構成府縣市と連携いたしまして、そうした取組を進めていきたいと考えております。

そうした中、次に、関西広域環境保全計画における琵琶湖保全再生法への対応についてでございます。

琵琶湖保全再生法では、琵琶湖の保全再生により自然と共生する社会の実現を目指しておりますが、関西広域環境保全計画におきましても同様に自然共生型社会づくりを施策の方向性の一つに掲げ、森林から琵琶湖、淀川等の湖沼、河川、そして、大阪湾、瀬戸内海等までのつながりを重視した取組でありますとか、広域で移動する野生鳥獣対策など、広域的な取組を展開しております。

例えば、琵琶湖保全再生法にカワウによる被害の防止等が規定されましたが、カワウは広域で移動しますことから、関西広域連合では、設立当初よりその生息実態を関西全体で継続的に把握するとともに、対策検証事業や新たな捕獲手法の開発を実施しております、府県が連携した効果的なカワウ対策に向けて取り組んでおります。このような広域自治体としてのメリットを生かせる取組をさらに推進いたしまして、関西の広域的な環境課題に対処いたしますとともに、関西の貴重な水資源であります琵琶湖の再生、保全にも資する取組を展開してまいりたいと考えております。

最後、4点目に滋賀県で取り組んでおります環境学習船、うみのこを関西広域連合において進めてはどうかというご質問でございます。

関西広域環境保全計画では、環境学習の推進を図るため、自然、歴史、文化など、地域特性を最大限に生かした交流型の環境学習を展開することといたしております。また、滋賀県におきましては、ご紹介いただきましたように、県内小学生、小学5年生を対象に、琵琶湖を舞台に学習船うみのこによる宿泊体験型の環境学習を実施しております、これまで30年余りにわたり延べ50万人を超える子供たちが航海を体験しているところです。

そこで、一つの試みとして、このうみのこを生かして、構成府縣市の子供たちが参加交流できる体験型の環境学習を実現できないか、現在検討しているところでございます。ぜひこうした事業を通じまして、この事業を実現いたしまして、国民的資産であります琵琶湖を舞台に持続可能な社会を担う人材を育てる、関西ならではの特色ある交流型の環境学習を展開してまいりたいと存じますので、ぜひご指導とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（山下直也） 岩佐弘明君。

○岩佐弘明議員 琵琶湖に足を運んでいただくことに対しまして、積極的に検討していただくということでございました。私も琵琶湖の麓に住まいをしております。琵琶湖でお待ちしておりますので、一日も早く実現されますことをお願い申し上げますとともに、琵琶湖の保全再生ともに歩んでいけることを期待いたしまして、私の質問とさせていただきます。終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山下直也） 岩佐弘明君の質問は終わりました。

次に、元木章生君に発言を許します。

元木章生君。

○元木章生議員 徳島県議会の元木章生でございます。私のほうからは2点質問をさせていただきます。

まず、関西に残る郷土芸能を初めとする伝統文化の振興についてお伺いいたします。

私の出身地、東みよし町を初めとする徳島西阿波地区では、江戸後期に建てられたと考えられる人形浄瑠璃用の野外劇場、法市農村舞台が平成15年に80年ぶりに復活をし、毎年の公演が現在も続いています。また、三好市西祖谷にも人形浄瑠璃用の舞台背景を入れかえる襖からくりが残っています。ほかにも国指定無形民俗文化財である西祖谷の神代踊や山城の鉦踊り、また、私の地元には金丸八幡神社宵宮神事という神楽があります。これらの文化資源を日本の原風景として大切にしたいと願っております。

関西広域連合の文化施策については、平成27年3月に改定された、関西観光文化振興計画において、東京オリンピック・パラリンピックに向けて関西として一つにまとまり、日本文化の発信に大きな役割を担う、そして、未来に存続するレガシーを創出し、関西をさらに強く発展させることがその課題として位置づけられているところであります。

また、関西には、1400年の歴史に裏打ちされた伝統文化が集積しており、日本文化において重要な位置を占めています。その一方で、中山間地と地方の伝統文化については、高齢者に支えられているものも多く、後継者育成が最大の課題となっています。

については、関西広域連合の文化施策において、京都の祇園祭や大阪天神祭りなどの有名な祭りや世界遺産のみならず、関西に残る郷土芸能を初めとする人形浄瑠璃や地芝居、農村舞台等の伝統文化についても地方創生の観点からしっかりと課題解決に取り組むことが重要であると考えております。

徳島県では、2度の国民文化祭を契機に、文化の力でまちづくりをテーマに、徳島ならではの伝統文化の継承、発展に取り組み、地元青年団が地域の文化である人形浄瑠璃を復活させようと新たな人形座、丹生谷清流座を結成し、県内で88棟が現存する人形浄瑠璃用の農村舞台の復活公演などの成果につながっているところであります。

また、中四国9県が連携し開催している中四国文化の集い伝統芸能フェスティバルでは、昨年、先ほどもご紹介させていただきました、金丸八幡神社宵宮神事など、神楽をテーマに中四国の9つの伝統文化団体が出演し、地域の伝統文化を多くの方々に知っていただく機会となりました。

そこで、関西広域連合においても、関西に残る郷土芸能を初めとする伝統文化の紹介や後継者の育成につながる事業に取り組むべきであると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、ドクターヘリ事業のこれまでの成果と今後の取組についてお伺いします。

平成13年に本格運用が開始されたドクターヘリは、平成19年に議員立法による特別措置法が制定されてからの全国配置の流れが加速をし、特に、東日本大震災以降は、それまでの26機から、現在は46機まで導入が進んでいます。ドクターヘリの導入道府県は38に及び、昨年度の出動件数は、全国で2万2,643件を数えていることから、もはやドクターヘリは特別な救急搬送手段ではなく、国民にとって身近な存在であるとともに、一刻を争う救命医療において切り札ともいえるシステムとなりました。

私が住む徳島県西部は、ほとんどが山間部であります。徳島県ドクターヘリの出動回数については、平成26年度は414回の出動回数であり、地域では県西部が一番出動回数が多いと聞いています。そして、現場での初期治療後、速やかに県内の救命救急センターに搬送することが多いとのことでもあります。また、県西部でドクターヘリの要請を行った

際、徳島県ドクターヘリが他の地域に出動していても、相互応援協定を結んでいる高知県ドクターヘリが対応することとなっています。

医療過疎が進む中山間地域において、こうしたセーフティネットを組むことができるのはドクターヘリだけであり、その効果は広域においてこそ発揮されるものであります。そう考えた場合、関西広域連合のドクターヘリ事業は、山間僻地、沿岸部に至る関西全域を複数のドクターヘリの一体的運航により効果的、効率的にカバーしており、まさにドクターヘリ運航の代表事例であります。

一方、この連合のドクターヘリ事業も、連合設立とともに5年目を迎えており、1機当たり年間約2億円と高額な維持、運航経費や、救急医療を専門とする医師や看護師が地方において不足していることなど、さまざまな課題も指摘をされていることから、事業そのものの包括的な検証を行ってはどうかと考えます。全国的にはこれまでドクターヘリ空白地帯の解消ということで、ドクターヘリの導入に力点が置かれてきました。今後、ドクターヘリは質の向上、運航内容の充実に注目が集まるのではないかと考えています。

特に、さまざまな事態を想定した実践的な訓練や、平時においても、災害時においても迅速かつ円滑にドクターヘリを運航するための体制などについて、これまで以上に積極的に取り組むことが求められるのではないのでしょうか。

そこで、広域医療施策を代表するドクターヘリ事業について、これまでの成果をどのように評価をし、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○議長（山下直也） 山田委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興担当委員（山田啓二） 元木議員のご質問にお答えいたします。

伝統芸能、郷土芸能の振興についてでありますけれども、関西には本当に、今お話がありましたように、京都の祇園祭や大阪の天神祭りのように数十万人を集めるお祭りから、生活に根差して地域で支えられてきた郷土芸能まで、本当にさまざまな伝統文化のそうした蓄積がございます。

こうした伝統文化は、地域資源でありますとともに、地域のアイデンティティーとしても重要な意味を私は持っているというふうに思います。今、観光客が急増しておりますけれども、東京オリンピック・パラリンピックに向け、まさに日本のアイデンティティーが問われるだけに、こうした日本文化を積極的に発信し、紹介していくことは、関西広域連合にとりましても大きな使命であります。

ただ、現在、京都府におきましては、例えば、全国の伝統文化にいそしむトップレベルの高校生が集まる、全国高校生伝統文化フェスティバルを開催しております。また、兵庫県でも、伝統文化体験フェスティバルや伝統文化の体験教室を実施しています。大阪市でも、小中学校で文楽や歌舞伎、能、狂言の鑑賞、体験授業を行う青少年芸術体験事業を実施しておりますし、徳島県でもご指摘のように国民文化祭の成果をしっかりと次の世代に伝えるための育成事業が行われている最中であります。まさにこうした地域の本当にきめ細かな郷土芸能に対する支援というのはそれぞれ地方公共団体が行っているわけであります。

そうした中で、では、関西広域連合としてはどうしていくべきであるかと申しますと、現在行っておりますのは、まず、文化の道事業のように、一つの人形浄瑠璃や祭りなど、

関西の有する文化、芸術資源を統一的なテーマで結び合わせることによって、より多くの人々により深く見せていくことができる、そして、それを通じて共通の基盤をつくっていくことによって、さらにそれぞれの伝統芸能や文化というものを深めていく。ご指摘のあった、神楽などもこれからそうした中では非常に大きな候補になるのではないかなというふうに思っております。

そして、そうしてできた基盤というものを、これから2020年に向け、関西では多くのイベントがございます。例えば、平成28年、29年には奈良市、京都市で東アジアの文化都市事業、そして、平成29年には大阪での食博覧会、そして、平成31年には、世界の博物館関係者が一堂に会する世界博物館大会が京都で開催されますので、こういうイベントとうまく結びつけることによって、この基盤をさらに強めていくような情報発信を行っていく。こういった事業によりまして、うまく関西広域連合という広域的な自治体と、そして、それぞれの地方自治体の連携によって伝統文化が次世代に継承できるように努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（山下直也） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 元木議員からは、ドクターヘリ事業のこれまでの成果と今後の取組についてのご質問をいただいております。

連合のドクターヘリ事業、平成23年度3府県ドクターヘリの事業移管に始まりまして、本年4月の京滋ヘリの導入により、6機によります運航体制が拡大をいたしましたことから、救命効果が高いとされる管内全域30分以内の救急搬送体制、これが確立いたしますとともに、隣接県のドクターヘリとの相互応援によりまして、管内全域における二重、三重のセーフティネットの構築を図っているところであります。

平成26年度、出動実績は、出動回数が全国断トツの第1位であります、3府県ドクターヘリを初め、合わせて2,982件を数え、前年比、全国平均を大きく上回る23.6%の増加でありまして、本年度の出動回数につきましては、10月末時点で2,196件と昨年を上回るペースで推移をいたしているところであります。

現在、全国で、議員からもお話がありましたように、38道府県、46機の配備がされているドクターヘリ事業であります。連合のドクターヘリ事業については、質、量ともに全国を大きくリードするものであり、今や関西はドクターヘリ先進地域となったところであります。

今後、ドクターヘリのさらなる充実、強化を図るためには、議員からもご提案がございましたように、平時にも、また、災害時にも緊密な連携により円滑、あるいは、迅速に救急搬送することができる取組が必要であると認識するところであります。

まず、広域救急搬送訓練についての取組であります。先月は、京都府で開催をされました、近畿府県合同防災訓練に京滋ドクターヘリが参加をしたところであり、今後もこのような実践的な訓練に継続して参加をいたしてまいります。

あわせて、管内の複数のドクターヘリによる合同搬送訓練を毎年度実施し、搭乗医師や看護師、消防機関の現場対応能力の向上、相互応援体制のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

また、災害時において、ドクターヘリはDMA Tの移動手段、患者搬送手段として果たす役割が大きいことから、被災地支援と連合管内救急医療体制確保の両課題に適切に対応

ができますように、災害時のドクターヘリ運航要領について、ドクターヘリ関係者会議などの議論を踏まえ策定を進めてまいります。

さらに、議員の皆様方からも大変ご心配をいただきました、これまでの要望活動によりまして、いわゆる100%の補助金の配分、このようになったところでありまして、次年度以降の予算枠の確保の要望、あわせて広範囲にわたります山間部や離島など、主たる運航範囲として実績を上げている場合の補助基準額の増額の要望、ドクターヘリ搭乗人材の育成などについても積極的に取り組んでまいり所存であります。

こうした取組を通じまして、2,000万府民、県民の皆様方の安全、安心確保のため、必要不可欠な存在となっておりますドクターヘリ事業のさらなる進化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山下直也） 元木章生君。

○元木章生議員 ご答弁いただきました。

伝統文化の振興については、過疎化の著しい中山間地域における身近な取組にも光を当てながら、関西圏全体の文化力の底上げを進めていただきたいと思います。一億総活躍社会実現に向け、子供からお年寄りまで全ての方々が参加できる文化プログラムの充実を要望いたします。

ドクターヘリ事業につきましては、最小の経費で最大の効果が上がるよう、住民の満足度向上、運航経費削減を主眼に置いた形でのPDCAサイクルによる制度改善や事業見直しを進めていただきますよう、お願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（山下直也） 元木章生君の質問は終わりました。

次に、西沢貴朗君に発言を許します。

西沢貴朗君。

○西沢貴朗議員 徳島県の西沢貴朗でございます。関西を丸ごと活性化する仕掛けについて、提案なり、質問をさせていただきます。

既に、海外への働きかけはトッププロモーションや各種の見本市への参加、また、物産展などいろいろとなされておりまして。そして、今、日本の食や芸術、文化などが世界中から注目を浴び始めておりますが、そんな中、今、TPPが大筋合意となり、本格的に外国とも競争の時代に入るようであります。既にその競争は始まっており、政府もクールジャパン戦略として、平成25年6月に法律を成立させ、海外事業の開拓を支援するクールジャパン機構も同年11月に立ち上げました。

この機構は、海外進出のリスクマネーをカバーして、民間だけではなし得なかった、海外の需要を獲得する基本となる拠点や流通網の整備などを率先して展開するとしており、海外における商業施設やコンテンツ配信、また、海外から客を呼び込むインバウンドなどを行っています。

この支援機構は、ことしの3月末の時点では、政府の出資が300億円、そして、民間企業からの出資が106億円となっており、今年度も政府の予算枠は、同額の300億円を確保しています。クールジャパン機構の投資事例としては、最大規模のものでは、中国の寧波市でエイチ・ツー・オーリテイリング等が行っている百貨店モデル事業があります。総事業費が510億円であり、このうち機構からは110億円が出資され、残りの400

億円は民間企業から出資とのことであります。また、機構からの出資が少ないものとしては、長崎県の産品等の販売も手がける日本茶カフェ事業があり、総事業費が5億2,000万円であり、そのうち機構から2億6,000万円、残りの半分2億6,000万円は長崎県の民間企業からの出資とのことであります。

現在、12件の投資事例があり、これらは同機構のリスクマネーを供給する事業を利用しているものでありますが、このリスクマネーを利用しない事業もあります。北海道では、機構からの出資がゼロのものとして、機構と道内企業との連携により、海外で北海道のブランドを高める事業を展開する、クール北海道株式会社をホーチミン市で平成28年1月に立ち上げる予定としています。そして、同市へ進出する飲食店へ道産食材を提供するなどして、5年で売上高50億円を目指すとしています。このように同機構と連携して、海外への取組を推進する事業も行われはじめ、北海道発のクールジャパンモデルの促進の加速を目指すとしています。

さて、この関西も屈指の多様で独特の産業や文化、芸術、技術などが力強く息づいており、海外でも注目される地域でもあります。もっともっとその存在を海外で知ってほしいものであります。

よって、鳥取県、徳島県を含むこの関西を丸ごとひっ提げて、例えば、丸ごと関西クールジャパンなどと銘打ち、クールジャパン機構のリスクマネーや連携の事業を利用するなどして、海外でデパート等の拠点施設を構えるなどにより、継続しての事業を展開してはどうかと思います。

さて、これまでのクールジャパン機構への出資企業の本店はほとんどが東京であること。また、北海道や長崎でもどんどん進められており、この重要な時期、関西もおくれをとることなく、頑張らなくてはなりません。

この関西広域連合は、関西地区のあらゆる産業や文化、芸術などと深い関係を持っており、まさにこの関西を海外へ売り出すためのまとめ役として適任と思われます。また、中心となって働くことにより、この関西広域連合の存在価値を大いに高めるものと思われま。関西広域連合が中心となって、関西におけるクールジャパン事業を進めてみてはと思いますが、ご答弁をいただきましてまとめに入ります。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 西沢貴朗議員のご質問にお答えいたします。

関西におけるクールジャパン事業についてでございます。

議員ご指摘のクールジャパン機構は、日本の魅力ある商品やサービスを海外に展開しようとする民間事業者に対しまして、出資等の方法により、リスクマネーを供給する事業などを行っておられます。議員のご指摘のとおりでございます。

クールジャパン機構の事業を関西広域連合として活用しようとした場合に既に参考になりますのが、北海道が同機構と業務連携に係ります覚書を締結しておられます。そして、道内の事業者の海外展開を支援する体制をとって推進されておられます。関西広域連合におきましても、ご指導いただきましたように、ぜひクールジャパン機構に関西のPRにつながる域内の民間事業者を紹介し、あっせんしてその活性化を進めていきたいと考えます。北海道に倣って、広域連合とクールジャパン機構と覚書を締結して、包括的な協力関係を築き上げるということも検討したいと考えています。

また、これまで行ってきました海外の見本市での出展など、関西の魅力をPRしてきておりますが、これをさらに高めていく必要があります。クールジャパン機構の事業を活用できないか、あるいは、連携することができないか、今後、積極的に協力を求めていきたいと考えます。

これらの取組によりまして、関西を活性化し、海外への売り込みを行うなど、関西広域連合の存在感を高めてまいります。特に、来年度は、従来、観光プロモーションを実施してまいりましたが、観光プロモーションだけではなく、観光と産業プロモーションもあわせて来年度は実施していきたい、このような検討を進めているものでございます。その際にも、クールジャパン機構の活用も十分視野に入れていきたいと、このように考えますので、よろしくご指導いただきたいと存じます。

○議長（山下直也） 西沢貴朗君。

○西沢貴朗議員 ご答弁をいただきました。

ことしの7月、この関西広域連合は、イオングループ、アセアン本社と包括連携協定を結びました。この協定は、双方の資産、人材を活用し、関西エリアと東南アジアエリアの双方の魅力発信に向けて連携を促進するとしており、まさに私の提案する関西のクールジャパン事業を進めるに当たって、大きな力となるように思います。ぜひ、私の提案する関西丸ごと活性化事業案、十分検討してほしいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下直也） 西沢貴朗君の質問は終わりました。

次に、前田八壽彦君に発言を許します。

前田八壽彦君。

○前田八壽彦議員 鳥取県議会の前田八壽彦でございます。11月臨時会に当たり、私は大気中に漂っている微小粒子物質PM2.5問題について、関西広域連合の所見を伺います。

関西広域連合は、環境省が平成25年2月8日に発表した微小粒子状物質PM2.5による当面の対応について、いち早く平成25年2月22日付でこの当面の対応に関する4項目の申し入れをしています。その中で私が注目したのは、PM2.5の健康影響に関し、早期に具体的でわかりやすい情報発信を行うこと及びPM2.5の濃度が高くなった場合における注意喚起について、国民に対してわかりやすい情報発信を行うことを申し入れていますが、関西広域連合に対して、この点に関し回答等の国にレスポンスがあったのか、まず伺います。

本論に入りたいと思います。

PM2.5と称される微小物質は、鳥取県民にとっては黄砂現象とも深い関係があると思っております。黄砂は、中国内陸部のゴビ砂漠やタクラマカン砂漠の乾燥した地域で、強い風により砂ぼこりが高さ数千メートルまで舞い上がり、偏西風に乗り韓国、日本に飛んできます。黄砂粒子は一旦、大気中に舞い上がると、粒径が10マイクロメートル以上の比較的大きな粒子は重力によって速やかに落下しますが、粒径が数マイクロメートル以下の小さな粒子は、上空の風によって遠くまで運ばれ、春先の西日本全体を覆ってしまいます。厄介なことに、この小さな粒子に中国上空の空気中に漂っている汚染物質が付着することにより、深刻な環境問題を私たちにもたらすのであります。鳥取県衛生環境研究所は、平成16年度から黄砂の成分分析を行っています。その調査結果を見ますと、有害大気汚染金



属のニッケル、マンガン、クロム、ヒ素が含まれ、今後、人体に深刻な影響を及ぼすような状況に至ることは否定できないと考えております。平成25年2月の環境省の微小粒子状物質PM2.5に関する専門委員会の資料によりますと、微小粒子物質PM2.5は、大気汚染物質の一つで、人の健康を保護する上での環境基準の10マイクロメートル以下の浮遊粒子物質に比べて肺の奥深くに入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されていると報告されております。また、健常者に比べて影響が出やすい、特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する小児や高齢者においては、保育所、幼稚園、小学校、高齢者福祉施設等と健康状態に関する情報を共有しながら日常の健康管理を行うことが望ましいことも報告されております。

鳥取県では、注意喚起を情報提供、注意情報、警戒情報の3段階に分けて実施しております。情報提供と注意情報は、県民のより一層の安全のための環境省が示す注意喚起のための指針より低い値を注意喚起の判断基準としています。そのために、この情報は、環境省大気汚染物質広域監視システムのそらまめくんには掲載されていないことを申し上げておきます。

以上、数々申し上げましたが、私は、この問題を環境問題としての側面からではなく、健康問題として捉えるべきという観点から、何点か質問したいと思います。

関西広域連合管内の各自治体の一般環境大気測定局測定結果によりますと、平成25年度に有効測定日数を満たした測定地点94地点のうち、年平均の環境基準1立方メートル当たり15マイクログラムをオーバーしている箇所は56地点と多く、住民の健康への不安も高まっていると思います。府県を越えた対応が必要と思いますが、広域連合で注意喚起の基準を統一し、住民へ情報提供すべきと思いますが、所見を伺います。

また、その情報は、そらまめくん以外にテレビ等の媒体を通して、身近に住民に広報を行うべきと思いますが、所見を伺います。

また、PM2.5や有害物質の付着した黄砂の飛来は、国を超えた環境大気汚染であり、最終的には国民の健康への影響が最も憂慮されるものであります。必要な公害防除対策がとられるよう、広域連合としてもさらに国に働くべきと考えますが、所見を伺います。

以上で、質問を終わります。

○議長（山下直也） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） 前田議員のご質問にお答えをいたします。4点ご質問いただきました。

1点目の平成25年2月22日付で行いました4項目の申し入れに対する国のレスポンスについてでございます。

関西広域連合からは、1つ、PM2.5の健康影響に関する知見の収集とわかりやすい情報発信、2つ、国における注意喚起の効果的な情報発信、3つ、PM2.5測定器の増設に対する国の財政的支援、4つ、中国で必要な公害防除対策が講じられるよう、国が対応することについて申し入れを行いました。この申し入れ内容につきましては、平成25年3月1日に国から1つ、PM2.5濃度上昇で懸念される健康影響の解説、2つ、注意喚起のための暫定的な指針とPM2.5濃度に応じた対応措置などが示されたところでございます。また、こうした申し入れの結果、平成25年12月に取りまとめられた環境省が示すPM2.5に対する政策パッケージといたしまして、目標の3つに、こうした関西広域連合の申し入

れ内容等も盛り込まれたこともございます。

また、今後の課題といたしましては、中国等と連携した取組を通じ、東アジア地域における大気環境の現状把握や大気汚染防止対策をより積極的に推進していくことが重要との考えが示されたところでございます。

2つ目に、広域連合で注意喚起の基準を統一し、住民へ情報発信することについてでございます。

注意喚起は、住民が健康に係る被害を避けるための適切な行動を起こす上で重要であります。一方で、被害を避けるための行動は住民生活において一定の負担となり、社会的影響も大きいと考えております。このため、注意喚起の判断基準は、社会的影響を考慮して、PM2.5が健康に与える影響などの科学的根拠に基づき適切に定められるべきであり、既に環境省がこの視点から指針を示しているところでございます。住民への注意喚起は、この指針を踏まえた上で、地形や気象特性、人口分布、お住まいの地域におけるPM2.5濃度などの地域特性を踏まえて、各府県においてきめ細かく行うことが望ましいと考えております。

3点目に、テレビ等の媒体を通して、身近に住民に広報を行うことについてでございますが、PM2.5については、住民の方々にお住まいの地域における濃度レベルに応じてきめ細かな広報を行うことが重要と考えます。例えば、滋賀県では、テレビの地方局や地域のラジオ、県の一斉メール配信を活用しながら、速やかに広く注意喚起が行えるよう、現在取り組んでおります。このように地域できめ細かく可能な限り速やかな情報発信を行い、身近に注意喚起に触れられることは大変重要であると考えております。

最後、4点目に、国を越えた越境大気汚染に必要な公害防除対策がとられるよう、国に働きかけることについてでございます。

PM2.5など、国を越えた広域での移流が影響いたします大気汚染に対しましては、国際的な対応が必要であります。国におきましては、日中韓、3カ国の環境大臣会合等において、大気環境の改善について政策対話が行われております。平成27年4月に行われました第17回日中韓3カ国環境大臣会合では、特に、大気環境改善分野について、1つ、対策に関する科学的な研究、2つ、大気モニタリング技術及び予測手法に関する2つのワーキンググループを新たに設置するなど、大気環境改善のための3カ国の協力を強化していくこととされました。

PM2.5につきましましては、黄砂飛来時に濃度上昇が見られることから、国において引き続き中国に対して必要な自国での大気汚染防止対策を早期に講じるよう、強く働きかけることが重要でありまして、広域連合といたしましても、今後も引き続きしっかりと国に働きかけてまいりたいと存じます。

○議長（山下直也） 前田八壽彦君。

○前田八壽彦議員 以上でございます。

○議長（山下直也） 前田八壽彦君の質問は終わりました。

次に、吉川敏文君に発言を許します。

吉川敏文君。

○吉川敏文議員 堺市議会の吉川敏文でございます。本日は、自治体クラウドの推進について質問いたします。

この件につきましては、昨年の11月、当議会におきまして、自治体クラウドは、その有用性や自治体間の水平連携を図る上で最適な取組テーマであり、規模の面からも関西圏での取組が効果的であると申し上げました。この点については、井戸広域連合長から、標準化が技術的に難しいこと、莫大なデータの移行に多額の費用がかかる等の課題を述べられた上で、関西広域連合の目的の一つである事務の効率化の観点から、今後、十分研究していきたいとご答弁のあったところであります。加えて、私からは、関西広域連合に専門家の参加も含めた自治体クラウドの推進協議会の発足を要望したところであります。

そこでまず、お尋ねいたしますが、この間、広域連合ではどのような検討が行われ、現在、どのような課題があると認識されているのか、改めて井戸広域連合長のご見解をお示しいただきたいと思っております。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 吉川敏文議員のご質問にお答えいたします。

自治体クラウドの推進について、さきのご質問に対して私がお答弁申し上げました。その後の検討状況についてのお尋ねでございます。

言うまでもありませんけれども、自治体クラウドというのは、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有、管理することにかえて、外部のデータセンターでその情報を保管、管理し、通信回線を経由して利用できるようにする仕組みであります。自治体クラウドを関西圏で取り組むことは、その有用性や自治体の連携の観点から効果的だと考えています。

そのため、前回のご提案を受けまして、関西広域連合の事務拡充に向けて、各構成団体から広域連合へ持ち寄る事務等の可能性につきまして意見をお聞きし、検討してまいりました。ICT活用による事務処理の効率化について、候補として提案したものでございます。

しかし、自治体クラウドの実施に当たりましては、大規模な地方公共団体では事務量や保有するデータが膨大であります。また、デジタルネットワーク基盤の整備も必要となりますなど、共同利用、標準化に対しまして課題がございます。あわせまして、各構成府県市からも事務の統一化、あるいは、それぞれの府県市に合わせたカスタマイズが必要となるという課題の指摘もございました。また、多大なる労力や費用が必要となるという意見も出ております。さらに、各府県市が文書、財務、給与などのシステム開発を独自に行っています。これまでの投資経費に見合う経費削減効果が生み出されないとなかなか統一がしにくいという現実の問題もございます。そのような意味で、事務の標準化に向けまして労力や費用対効果などの課題を十分に見きわめ、解決していくことが必要でありますので、そのような意味での検討をいたしているものでございます。平たく言いますと、課題がたくさんあってなかなかのっていけないというのが実情ではあります。これそのまま課題があるからできない、できないと言っていたら何も動かないわけでありますので、今、申しましたように、その課題を乗り越えられる対応を検討していこうじゃないかということで、今までの我々の提言に対する課題指摘に対しまして一定の方向づけができないか、検討しているものでございます。

○議長（山下直也） 吉川敏文君。

○吉川敏文議員 ご答弁ありがとうございます。平成30年の市町村国保の都道府県への移行、マイナンバー制度の施行後のマイナンバーを使ったアプリケーションの拡大など

情報システムの改編は、今後、続くものと推察されます。また、セキュリティ対策といった新たな課題に対する業務もふえてまいるのではないかと考えております。その際の人的、財政的負担を減少させる意味でも自治体クラウド推進の必要性は、私はますます高まってくるものと考えておるわけでございます。

これは、平成26年度、財務省が本年5月に発表した、国、地方のIT投資についてのレポートでございますが、平成26年度は、全国の市町村の情報システムの保守運用費用、これがトータル3,300億円、開発に係るコストが1,900億円で、トータル5,200億円になっております。都道府県の同じく保守運用経費は1,270億円で、開発コストが640億円、合計すると1,910億円。これは全てトータルしますと7,000億円が経費として支出をされているわけでございます。

一方、これは本年9月に総務省が発表いたしました自治体クラウドの推進、あるいは、業務の状況でございますけれども、既に全国では500団体以上が自治体クラウド化をされていると。単独でのクラウド採用もでございますけれども、水平連携を図りながらの採用というのも200団体以上でございます。その中で経費削減効果というのが発表されておりますけれども、多いところでしたら新潟県が取り組まれている50%の削減、あるいは、愛知県の45%の削減なども報告をされているところでございます。仮に3割の削減ができたと考えたと、7,000億円の3割、2,100億円の経費が切り出せるというふうに思っております、その効果は費用対効果というお話で、それを見きわめようということではございますが、かなり明らかになっているのではないかと、というふうには考えているところでございます。ただ、費用対効果を検討するための検討というのは、それをさらに検討するというのは何を検討するのかよくわからないんですが、ここにいらっしゃる首長さんがやるという決意が大事なのではないかなというふうに思うんですけれども、ここはやはり専門家のご意見、あるいは、既に成果を出しておられる自治体、関西広域連合内でも京都府さんが進んでいらっしゃいますし、今回入られる奈良県さんなんかは、基幹システム自身をクラウド化されたという成功事例も持っておられますので、こうしたご意見もぜひお聞かせいただきながらご検討を進めてはどうかということに対して、再度、連合長のご見解をお聞きをしたいと思います。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 先ほども答弁いたしましたし、ご指摘もありましたように、今後の事務処理を考えましたときに、自治体が扱う情報量とか範囲はますます増大するということが予想されます。そのような意味で、自治体クラウドを導入する必要性が高まっていることは間違いありません。しかもご指摘いただきましたように、マイナンバー制度の導入や、今、行政が直面しておりますビッグデータの活用というようなことを考えますとき、不可欠だというふうにも考えられます。ご指摘にもありましたが、全国における自治体クラウドの導入は、市区町村を中心に進められておりますが、都道府県でも茨城県や愛知県、広島県などが域内市町村への広域的な導入について支援を行っておられます。関西広域連合でも、例えば、京都府が総務省の自治体クラウド開発実証事業に参加して、クラウド化を図られ、府内の市町村が参加する形で本格稼働をされておられます。そのような状況でもありますので、関西広域連合としてまずは音頭は取らせていただきますが、積極的に各府県単位で検討していただくことも必要なのではないかと、このように考えてお

ります。特に広域連合としては、県内共通のクラウドの導入の可能性やその取り扱い、是非、広域連合のかかわり方などにつきまして整理をして、構成府県とも協議や検討を深めていきたい、このように考えているものでございます。京都の例だけ言いましたが、徳島県におかれましても、番号制度導入に向けた市町村システムクラウド化事業を推進されていると聞いております。このような先進事例の状況も十分把握させていただきまして、今申しましたように、広域連合としてのあり方と、それから、構成府県市のあり方と両面で検討を進めていきたいと、このように考えています。

○議長（山下直也） 吉川敏文君。

○吉川敏文議員 ご答弁ありがとうございました。少子高齢化、人口減少のトレンドというのは今後も続くわけございまして、私ども地方自治体が取組みなければならない共通の課題というのは、徹底した業務の効率化と間接経費の削減であるというふうに私は考えておりまして、その一つの答えとして自治体クラウドがあるのではないかというふうに考えております。これは、以前も申し上げましたが、単なる情報システムの費用の削減だけではなくて、もう一步踏み込んで何より大きな効果をもたらすのは業務プロセスの再構築ができる、BPRが重要であるというふうに考えております。それぞれの市町村、府県市の職員の方々は、その業務が最も正しいと思って多分遂行されていると思うんですけども、えてして住民から見ると、果たしてそういうやり方がいいのかという疑問や、あるいは、こういう帳票が一番最適なのかという疑問もないことはございません。そうした、業務自身を改革していくツールとしてこの取組は重要であるというふうに考えております。連合長からはさらにご検討を進めていただけるということでございますので、そこはぜひ期待をしておりますので、どうかよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山下直也） 吉川敏文君の質問は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は3時35分といたします。

午後3時17分休憩

午後3時36分再開

○議長（山下直也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川隆弘君に発言を許します。

中川隆弘君。

○中川隆弘議員 大阪府議会の中川隆弘でございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

広域観光振興についてお伺いいたします。

昨年の訪日外国人旅行者数は1,341万人にまで急増し、ことしに入ってからその勢いは衰えず、ことし9月までの累計は1,448万人に達し、過去最高であった昨年を既に超えております。また、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの国際イベントの開催が決まり、ことしさらに外国人観光客の増加が見込まれております。

こうした中、引き続き関西に外国人旅行者を呼び込んでいくためには、これらの国際イベントを観光振興のはずみにしていくことはもちろん、関西各地の観光魅力を存分に活用していくことはご承知のとおりでございます。とりわけリピーターをふやしていくために

は、関西広域連合として各観光拠点の取組や旅行者の印象に残りやすい地元によるおもてなしなどを効果的につなげ、発信していくことがその役割の一つであります。今般、広域周遊ルート、美の伝説の取組も始まりますが、その中で、関西広域連合としておもてなしのための観光人材の育成や観光拠点の魅力を発信するための滞在コンテンツの充実についてどのようにつなげ、進めていこうとお考えなのか、山田委員にお伺いをいたします。

○議長（山下直也） 山田委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興担当委員（山田啓二） 中川議員のご質問にお答えいたします。

広域観光振興についてでありますけれども、本当に今、急激に変わりつつあるというふうに思っております。特に、訪日外国人旅行者数が急速に増加して、ことしは1,900万人ぐらいを見通せるところまでできてしまったと。

こうした中、2つの現象が起きております。1つは、余りにも急激にふえたので、受け入れ態勢自身が追いつかないと。特に、ゴールドルートと呼ばれる地域、関西では、京都、大阪、こうしたところに飽和感がありまして、そのためにホテル不足ですとか、そして、そこから派生するA i r b n bの問題などの、こうした社会問題が起きつつあると。

もう一つは、こうしてふえてくるに従いまして、訪日のルートも非常に多様化しております。例えば、全国の地方空港の国際線の定期便はL C Cの増便等によりまして、2010年の436便がもう2015年には692便になっておりますし、クルーズ船の寄港も2005年の199は、10年間で2014年は653までふえているという形になっております。こうしたような急激な増加とそれに伴います多様化に対して、私たちは対応していかなければならないというふうに考えておまして、その点から、今回、美の伝説を策定し、広域的な観光周遊ルートを提案することにより、より広範囲に関西の魅力ある観光資源や施設を生かしながら、より広範な受け入れルートを設定して、外国人観光客に関西全体で受け入れていこうというふうに取り組んでいるところであります。こうした関西全体での取組というのが、まだ若干の余裕のあります他府県のホテルや、さらには、旅館といったような施設、こうしたものの活用にもつながってくるというふうに考えているわけであります。

その中で、美の伝説の中でどういう形で滞在コンテンツを充実し、また、人材育成をしていくのかということでもありますけれども、基本的に美の伝説の事業ということにつきまして、今年度は、訪日外国人旅行者の動向調査を実施しておりますし、さらにアクセスを円滑化するために関西ワンプスの導入ですとか、レンタカーを使った広域周遊ルートの可能性調査ですとか、無料公衆無線L A N、関西W i - F iの環境整備のための検討、そして、着地型旅行商品造成のためのマーケット調査を滞在コンテンツの充実のために行っておりますし、さらに観光ポータルサイトの創設やガイドブックの作成、販売、また、人材育成としましては、関西で登録の通訳案内士のスキルアップ研修等を行っているところであります。ことしはまずそうした基礎を行っているところでありまして、こうした基礎の上に、来年度はさらに美の拠点のそれぞれのコンテンツの特徴をしっかりと打ち出せるようなものをつくり、そこを周遊ルートで結んでいくことによって、この美の伝説自身の強化を図っていききたいなというふうに思っているところでありますし、さらには、おもてなしでは、多分それぞれの事情、各国によって事情が違ふと思っております。特に、ハラルとか、そうしたイスラム圏に対するおもてなしのあり方、または、中国系に対するおも

てなしのあり方、こうしたものを分析をして、市場動向調査の上にそれぞれに応じたパンフレットや情報発信をしていくことによって、関西全体にこうした観光客が行き渡り、この飽和感をうまく均等化することによってさらに次の観光客を呼び込めるような状況をつくっていったらというふうに考えているところであります。

○議長（山下直也） 中川隆弘君。

○中川隆弘議員 特に、観光については、リピーターというのが大変重要なことになってくるとは思うんですが、特に、東京ディズニーランドやUSJ、これはほとんどがリピーターです。ちょっと種類は違うかもしれませんが、このリピーターというのは人材育成が主なんじゃないかというふうにも私は感じております。行ったとき人のおもてなし、それがさまざまなおもてなしの内容から、同じ場所でもまた年が変われば行きたくなるというふうな新たな人とのおつき合い、人の優しさ、そういう面をぜひ人材育成という面でこれからも取組をしていただきたいというふうに思います。

次に、TPPを契機とした力強い農林水産業の位置づけに向けて、質問をさせていただきます。

2013年に交渉に参加して以来、交渉が重ねられてきたTPPについては、本年10月、アトランタで開催をされた閣僚会議においても大筋合意をされました。農林水産業に関する団体からは不満の声が聞かれるなど、その影響が懸念をされているところでもあります。

しかしながら、関西の農林水産業を発展させるためには、守りの姿勢ではなく、攻めの姿勢でいくしかございません。10月9日にTPP総合対策本部が決定した基本方針では、農林水産業については国産の強みを生かした差別化や6次産業化による高付加価値化など、農林水産業の体質強化策の検討を進め、強い農林水産業をつくり上げていくため、万全の施策を講じるというふうにもされているところでございます。このような中、関西広域連合でも国の平成28年度予算編成等に関して、攻めの農林水産業の確立に向けた提案をしておりますが、今後、国際競争力のある農林水産業の実現に向け、どのような方策を取り組んでいくのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（山下直也） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） TPPは自由貿易協定の一つでありまして、これはGATT、WTOの多角的無差別自由貿易に対する合法的例外といってもいいと思います。したがって、入ることによるメリットとデメリットに加えて、入らないことによるデメリットも考えないといけない。全体として、国策として判断されたんだろうというふうに思います。それを判断をした人は国でございまして、国の責任においてその影響を調査分析した上で、打撃を受ける分野、入ることによるデメリットを受ける分野に対しては必要な対策を講じるべきであると思います。各構成府県市は、それぞれの産業の特性に応じて、必死でこのような対策を講じていくものと思いますけれども、そのような場合でも、それを責任を持って支えるということを国がやっていく必要があると私は思っております。

そのような対策の中では、議員ご指摘のとおり、関西の農林水産業の発展のためには攻めの姿勢で施策を展開する必要があると思います。そのためには、生産性や付加価値の向上、販路拡大や人材育成への取組が重要であります。広域連合としては、国に対してこのようなことを進める上で、検疫交渉など、輸出環境の整備、あるいは、6次産業化、地産地消の推進など、攻めの農林水産業の確立に向けた提案を実施したところでございます。

関西広域連合では、それぞれの構成団体の対策に加え、連合としてもみんなでまとまって、農林水産業ビジョンに基づき現在取り組んでいる地産地消運動の推進とか、あるいは、食文化の海外発信に加えて、シナジー効果が見込まれる農林水産物の販路拡大、あるいは、人材の育成確保の積極的な取組を進め、国際競争力のある農林水産業の実現に努めてまいりたいと思っております。

○議長（山下直也） 中川隆弘君。

○中川隆弘議員 次に、農林水産物等の輸出や情報発信の取組強化についてでございますが、関西広域連合では、これまでから直売所の交流促進を初め、地域内で生産される農林水産物の消費拡大に取組をされてまいりました。今後、地域内農林水産物の販売量をより一層増大させるためには、こうした連合地域内の地産地消の取組に加え、世界に打って出ることも当然必要でございます。関西広域連合地域内の農林水産業の振興を図るため、海外への販路開拓を通じた輸出拡大に取り組んでいくことも大変重要でございます。

先日、閉幕されましたミラノ国際博覧会では、食文化を紹介した日本館が大盛況であったと聞いております。現在、日本の食文化や食がミラノ博の開催地であるEU地域でなく、世界で注目を浴びているという状況です。関西広域連合の地域内には、和歌山県のミカン、そして、神戸牛、そして、それらが全国ブランドになっている農林水産物もございます。また、大阪府でも、岸和田市で生産された桃が世界一甘いというふうにギネスに載ったというのもございます。関西には、このほかにも世界に誇れる農林水産物、そして、その加工品が多数あるのではないのでしょうか。そのような農林水産物等を海外に情報発信し、新たな販路開拓をしていくために、年間を通じて商品を輸出することが効果的であるとも考えます。構成府県市が単独で取り組むとどうしても旬の時期を中心に期間が限定的になってしまいますが、広域組織である関西広域連合が取り組むことによって、地域内にある魅力ある農林水産物を、年間を通じて輸出することも可能となってまいります。新たな販路開拓に向け、関西広域連合が主体的に海外への情報発信と輸出に取り組んでいくべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山下直也） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 議員ご指摘のとおりであります。したがって、TPPを契機にした海外への情報発信と輸出促進の取組は今後、さらに重要になると考えております。

海外への情報発信の取組といたしましては、英語版と中国語版の関西の食リーフレットを作成いたしまして、海外での観光物産展等でPRするとともに、広域連合のホームページ内では、関西の食文化を紹介するサイトを立ち上げております。

また、ご指摘のミラノ万博におきましては、広域連合構成の6府県市の出展に合わせて、いわばリレー方式で映像やポスター、リーフレットを活用した関西の農、食、観光のPR活動を展開いたしました。さらに、来月、12月から1月にかけて、関西国際空港を中心にインバウンドに向けて日本食、食文化の魅力を発信する農林水産省の事業に関西広域連合が協力いたしまして、域内事業者が空港内で農林水産物、加工品を販売、PRする取組を実施することによりまして、関西産品の需要喚起、輸出拡大につなげていきたいと考えております。

今後、TPPにより市場が拡大し、輸出促進がさらに重要な課題となると思われませんか



ら、平成28年度においても、輸出に関するセミナーの開催を検討中でありまして、これによって事業者の方により多くの関心を持ってもらおうと。また、今後とも構成府県市の合意のもと、輸出促進に向けてさらに取組を充実させていきたいと考えております。

○議長（山下直也） 中川隆弘君。

○中川隆弘議員 今、質問させていただいた内容というのは、当然、関西以外の他府県も必死になって、さまざまな取組をしていくことだろうと思います。その取組をより早く、関西広域連合が関西の農産物についてしっかりと販路開拓、また、さまざまなアピールをできるような形をとっていかなければなりません。

そして、質問させていただきますが、海外市場での新たな販路開拓に向けて、他の商品との差別化を図るには、品質といった商品そのものの優位性に加え、関西という地域性を前面に出したプロモーションというのも必要であり、関西ブランドという確立をしていくことも重要かと思えます。ブランド力を向上させるためには、まずは地域の方々に認知してもらうことが当然必要であり、ブランドを最も象徴する名称やシンボルマーク等を活用し、他の商品と識別できるようにすることが戦略上の重要なポイントかと思えます。大阪府でも大阪産（もん）という名前でこの数年間、ブランドを立ち上げ、やはり平成20年度からPRを、活動の展開をしてきましたけれども、30%弱の府民認知度が60%ぐらいまで上がったということもございます。

今後、海外への販路開拓を進めていくに当たりまして、関西広域連合が売り出していく農林水産物等に関西ブランド、関西といった名前をつけた統一的な名称をつけプロモーション活動をしていくのも一つの方法かと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山下直也） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 海外への販路開拓を進めていくためには、品質などの商品の優位性を生かしたブランド化は大変重要でございます。関西広域連合の域内でも、それぞれの特色を生かした多数のブランド商品が議員ご指摘のようにあると思えます。このブランド化を確立してく上では、これまた議員ご指摘のように、長い年月と多大な労力、大変なコストをかけていく必要がございます。現にそれぞれの地域で確立されているようなブランドは、そうした地道な努力を続けてきた成功例であると思えます。

統一的なブランドを流行らせるためには、今度はまたそこに多大な労力とか、コストを投入する必要がございますけれども、そのときに、既存の独自ブランドと全体のブランドとどっちに重点を置くべきかというのが大変悩ましいところになってまいります。ではございますけれども、皆さんに賛成していただけるのは、関西広域連合として統一的に行動するときには、これはそれぞれのブランドをみんな一堂に紹介するような、そういう形をとって、それで関西全体にこういう小ブランドがあるんだというようなことを熱心に進めていくということは少なくともできるんじゃないか、そんなふうに考えております。

○議長（山下直也） 中川隆弘君。

○中川隆弘議員 先ほどのお答えでは、地域のブランドを生かし、情報発信を関西広域連合で行うということで、ぜひそういうことであれば、地域のブランド、一つ一つがいろいろ府県にわたって違いますけれども、しっかりと情報発信をし、強い農業政策ということにさせていただきたいと思えます。

次に、関西広域スポーツ振興ビジョンについてお伺いたします。

今月、7日に産業環境常任委員会で報告のありました、関西広域スポーツ振興ビジョンであります。ステージに応じたスポーツ振興施策とスポーツの副次的効果を明確にすることにより、一体的な取組を展開するとありますが、特に広域連合としてどのような戦略を立てられるのか、連合長に伺います。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ラグビーワールドカップの2019年の開催、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、そして、その翌年、2021年には関西ワールドマスターズゲームズが予定されております。このように日本、関西での国際スポーツイベントの開催が決定しているわけですが、これらの大会や事前合宿等の取組は、地域のスポーツ振興に大きく寄与するだけではなくて、地域住民のボランティア参加やホスピタリティの醸成、さらには、訪日外国人観光客の増加など、さまざまな副次的効果を生み出してくれるものと期待をしております。

関西広域連合といたしましては、関西広域連合計画に広域スポーツの振興を既に加えました。このスポーツの振興の3つの柱といたしまして、まず、関西広域連合としてのスポーツ施策への取組の基本方向を示すビジョンを策定するということが掲げております。2つ目には、関西における広域的、国際的なスポーツ大会の招致だとか、あるいは、開催支援であります。3つ目には、国際スポーツ大会キャンプ地等の誘致支援に取り組んで活性化を図っていくこととしております。まずは今、広域ビジョンの策定に向けて取り組んでおります。

ビジョンの素案を先日、ご説明をさせていただいておりますが、スポーツをめぐる現状と課題を踏まえまして、生涯スポーツ先進地域関西、それから、2つ目として、スポーツの聖地関西、3つ目として、スポーツツーリズム先進地域関西、この3つを目指すべき将来像として提案して、その実現に向けた戦略を取りまとめようとしております。

生涯スポーツ先進地域関西の実現に向けた取組は、地域スポーツの振興に取り組むということとあわせまして、ワールドマスターズゲームズのプレ大会などにより中高年のスポーツ振興など、スポーツ参加機会の一層の充実を図ろうとしております。

スポーツの聖地関西の実現に向けた戦略としては、国際競技大会とか、事前合宿招致の支援を行いますとともに、スポーツ人材の育成の取組を進めてまいりたいと考えます。

スポーツツーリズム先進地域関西の実現に向けましては、広域観光や文化振興との連携、あるいは、企業、あるいは、行政、大学等の連携による産業分野と融合したスポーツ振興方策の研究などに着手したいと考えています。いずれにしましても、引き続き広域連合委員会で協議を進めますとともに、連合議会の皆様からのご指導、ご意見をいただきながら、今年度内の策定を目指して取り組んでまいりますので、よろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長（山下直也） 中川隆弘君。

○中川隆弘議員 では、国際競技大会等の招致に向けた連合の役割について、お伺いいたします。

国際競技大会、全国大会の招致、支援とあり、国際大会が関西広域連合域で開催されることによって、大会がもたらすインバウンドの拡大や他府県からの訪問者が増加することも理解ができます。また、メディアも大きく取り上げれば、大きな波及効果も生まれてく

るでしょう。しかし、基本的には、国際大会や全国大会、また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの外国チームの事前におけるキャンプ等は、市町村や都道府県が今まで主導し招致するものではないかと思えます。関西広域で誘致するというのはどのようなものなのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ご指摘のありましたように、国際競技大会とか、大規模なスポーツイベントの開催は、基本的には府県、あるいは、市町村が取り組んでいくべきものであると心得ております。しかしながら、関西ワールドマスターズゲームズ2021とか、国際的なマスターズの大会とか、ユニバーシアードなどの多数の競技種目を同時に開催する総合競技大会ですとか、あるいは、ラグビーやサッカーなど、1競技で複数会場を必要とする国際競技大会ですとか、あるいは、これらの大会の事前合宿など、広域で開催をする必要がある、そのことにより1自治体による単独競技大会の開催よりも、集客力を高めたり、あるいは、関西全体としてのインバウンドの拡大や地域経済の発展につながるケースがあります。

これらの総合競技大会や国際競技大会を1自治体が単独で招致しようとした場合、例えば、競技場が十分に確保できるか。競技運営の人材が確保できるかなどの課題も生じてまいります。また、事前合宿につきましても、情報発信力が十分でない、あるいは、合宿地の決定はスポーツ施設だけではなくて、宿泊施設とか、交通アクセスなどの利便性も踏まえて、総合的に判断されるということにもなります。したがって、関西圏域のスポーツ施設とか宿泊施設等の情報をまとめて発信することにより、府県市をまたがる、あるいは、市町を組み合わせた選択も可能となり得るのではないかと考えております。

これらのような観点から、広域連合といたしまして、大会の誘致実現に向けた関西各地の各競技場や各府県市が持っている審判や競技役員など、スポーツ人材を共同活用できるようなシステム、あるいは、合宿招致に向けたスポーツ施設等の効果的な情報発信について今後とも検討を進めていき、効果的な発信力、そして、共同開催力をつけていきたいと考えております。そのような意味での調整機能、連携機能を主として果たし、具体の開催はそれぞれの府県や市町をお願いをしていくことが中心になるのではないかと考えているものでございます。

○議長（山下直也） 中川隆弘君。

○中川隆弘議員 ありがとうございます。特に府県市において、いろんな団体の受け入れ等、今までやってきたかと思えます。がしかし、それから、今度広域連合がその中に入り、民間の団体のスポーツと、また、府県の行政の調整等、これからどういう取組をして、どういう役割分担にしていくのかというのが大変わかりづらく、またやりにくいところになってこようかと思えます。広域にすれば、競技場の問題、また、集客力の問題、さまざまな問題で解決するところはあるかと思えます。しかし、それに行き着くところまでの受け入れ体制のシステムづくり、どこが窓口でどういう役割分担をするのか、これがなかなか見えない部分があるように私は感じたので、ぜひともその辺の明確化、しっかりと他府県、府県市との連携もとりながらやっていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下直也） 中川隆弘君の質問は終わりました。

次に、今西かずき君に発言を許します。

今西かずき君。

○今西かずき議員 大阪府議会の今西かずきでございます。どうぞよろしくお願いたします。私は、外国人観光客の誘客に向けた受け入れ環境についてお伺いたします。

まずは、W i - F i 整備についてであります。

近年の外国人観光客については、個人旅行が増加しており、周遊型、体験型など、外国人観光客の旅行スタイルや目的が多様化しています。都市部でのテーマパークやショッピングなどはもちろんのこと、地方の景観や農業体験などをできる観光地にも外国人旅行者が多く訪れるようになっていきます。

大半の外国人旅行者というのは、スマホであったり、タブレット型の端末、こういったものを多く利用して情報をとっているというようなことでございます。こうした非常に観光客、外国人旅行者が訪れているというような、このような流れをさらに進め、関西に外国人旅行者を多く呼び込み、これらの観光地へ誘導するためにもW i - F i 整備を進めていくことが急務であるというふうに考えます。

関西全体にW i - F i を拡大していくに当たっては、認証手続やS S I Dの統一など、共通のこういった課題がともに整備が進んでいない地域に今後の整備につなげていくということが非常に重要であるというふうに考えます。関西広域連合として、このW i - F i 整備について、どのように取り組んでいくのか、山田委員にお伺いたします。

○議長（山下直也） 山田委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興担当委員（山田啓二） 今西議員のご質問にお答えいたします。

W i - F i の整備でありますけれども、各自治体におきまして、かなり進んでいるところと全然手をつけていないところがございます。そうした中で、一番関西広域連合としてやらなければならないのは、今、進んでいる自治体の状況というのを、できるだけ統一をしていかなければならない。認証手続とか、S S I Dの統一、こうした点について考えているところでございまして、ただ、国のほうは総務省による国全体の取組が今、進捗をせずに、逆に関西の取組のほうに注目をしているということでございます。

関西のほうはどうしているかと申しますと、去る8月19日に広域連合で外国人観光客のためのW i - F i 整備協議会を設置いたしまして、通信事業者も入れて具体的に今まで別々にやっていたW i - F i を統一的にできないかという検討を始めたところでもあります。これにつきましては、美の伝説という、今回指定されました事業によって国からの支援も受けているということでありまして、現在、最初の認証画面の統一化を図るための認証連携や本人確認の方法などの枠組みをもう決めまして、その上で各府県市の既存事業への仕様変更等に伴う経費負担の影響等を含めた検討を進めるために、通信事業者に経費の積算を依頼しているところでございます。ただ、仕様の前提条件との確認等により、どうも提出がまだおくれおきまして、現在、できるだけ早く提出をしてくれというふうに促しているところでありますけれども、提出を受け次第、年内にも次回の協議会を開き、検討をさらに深めてまいりたいと思っております。

また、整備の進んでいない地域については、この美の伝説事業を活用して、ルート上の

観光拠点地区での地域自治体や民間事業者と協力して、アクセスポイントの整備を重点的に進めて、ルートマップで表示するなど、官民連携して整備地域の取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（山下直也） 今西かずき君。

○今西かずき議員 続きましては、交通アクセスの円滑化についてお伺いします。

関西は、日本を代表する歴史、文化遺産、豊かな自然、伝統文化など、外国人観光客を引きつける観光資源が豊富にあり、W i - F i 整備が進めば、それらの観光情報の発信にもつながるといふふうに考えます。

一方で、外国人旅行者がそこまで安心して行けるように、外国人観光客向けの統一共通交通パスなどを初めとした、交通アクセスの円滑化を進めていく必要がありますが、これについては、どのように取り組んでいかれるのか、山田委員にお伺いいたします。

○議長（山下直也） 山田委員。

○広域観光・文化・スポーツ振興担当委員（山田啓二） ご質問のありました、交通アクセス、できるだけ一本化して、関西全体を回れるようにしてはというご提案でございますけれども、現在、関西では、関西経済連合会や鉄道事業者によりまして、関西ワンパスワーキンググループを設置いたしまして、これに関西広域連合が参画するというのか、実は、美の伝説の中で国からも補助金をいただいております、その事業で乗りかえ切符購入に煩わされない、I Cカード乗車券で関西全体を回れるような取組を今、進めているところであります。現在、この取組をぜひとも統一のカードの様式とか、そういうのをつくっております、その上で現在、関西の国際観光に官民が一致して取り組む体制、関西国際観光推進本部、仮称でありますけれども、これの来年4月の設立に向けまして、今、準備室ができました。そして、この関西国際観光推進本部の、多分最初の事業がこの関西ワンパスになるのではないかなと思っております、できましたら、平成28年度中には、この関西ワンパスを発行していきたいということで取組を進めているところであります。

具体的には、これからどういうふうなインセンティブをこのカードにもたせるのかとか、こうした課題があるところでありますので、こうした課題を解決して、関西の場合には、しっかりとそれをつくっていききたいと。

同時に、公共交通がまだ十分でない地域もございますので、そうした地域につきましては、同じ美の伝説事業でレンタカーを活用した周遊検討も行ってございまして、公共交通の充実した機関はワンパスで、さらにはできないところはうまく公共交通機関とレンタカーを組み合わせた利便性の高い周遊ルートを提案することによって、関西一円に外国人観光客が回れるように、努力をしてみたいと考えているところであります。

○議長（山下直也） 今西かずき君。

○今西かずき議員 では、続きまして、国家戦略特区の取組についてお伺いします。

昨年5月、大阪府、兵庫県及び京都府の全域を対象とする関西圏と、兵庫県養父市が指定を受けた国家戦略特区についてお伺いします。

国家戦略特区に関するこれまでの関西広域連合委員会の報告資料などを拝見させていただきますと、関西圏と養父市合わせて13もの項目の規制改革事業に取り組まれているとのこと。中でも、関西圏では、保険外併用療養の特例を活用した事業や、病床規制に係る医療法の特例を活用した事業、養父市では、農業生産法人に係る農地法等の特例を活用

した事業などの実施により、それぞれ医療等イノベーション拠点、中山間地農業の改革拠点の形成に向け、特色ある規制改革を推進されていることは評価できます。

しかしながら、こうした関西圏、養父市の国家戦略特区の取組は、規制改革の突破口として指定を受けた区域の中においてのみ事業を実施するものであり、国の基本方針において、最終的にはその成果を全国に広げていくこととされている。したがって、国から指定を受けていない関西広域連合のほかの自治体には、当面何も影響しない取組ではないかというふうに、素朴に私、疑問を感じています。関西広域連合として、国家戦略特区に取り組む中で、関西全体の観点でどのような効果が期待できるのか。また、国から国家戦略特区の指定を受けていない自治体も、どのようにかわりを持つことができるのか、そうした認識の共有は非常に重要であるというふうに考えます。

広域連合では、本年度から特区関連の担当組織であります、関西イノベーション推進室を廃止し、指定されている国家戦略特区などの推進は本部事務局内の特区担当として位置づけたところであります。この機会に改めて関西広域連合として、国家戦略特区に取り組む意義について確認させてください。

○議長（山下直也） 植田副委員。

○広域産業振興担当副委員（植田 浩） 関西広域連合として、国家戦略特区に取り組む意義について、お答えいたします。

国家戦略特区制度は、岩盤規制改革などを中心に指定された区域の中で、経済成長に大きなインパクトを与えるプロジェクトを推進することによって、改革モデルとなる成功例を創出し、産業の国際協力化の強化を図るものでございます。ここで指定された区域につきましては、ビジネスチャンスの拡大やイノベーションの創出を図るための規制改革に取り組む地域として、民間事業者の投資や研究開発、事業化を促進し、ひいては、関西のポテンシャルを相乗的に高めていく役割を担うものであると考えてございます。

一方で、指定区域以外で国家戦略特区の取組に直接関与できる事例といたしまして、例えば、議員ご指摘の保険外併用療養の特例を活用した事業におきましては、特区内の医療機関の主導によって、複数の医療機関で先進医療の臨床研究を実施する場合は、特区以外の区域にある医療機関も参画できるということになってございますし、製薬企業につきましては区域にとらわれず事業にかかることができるとされているところでございます。今後、規制改革の内容によっては、こうした事例と同様に、特区で実施する事業について、区域外においても事業展開される場合が考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、現在、広域連合として特区の取組について、さまざまなプロモーション活動を実施しているところでございまして、引き続き国家戦略特区の取組を推進することによって、関西全体の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（山下直也） 今西かずき君。

○今西かずき議員 どうもありがとうございます。

最後に要望なんですけど、特区の取組意義は一定理解できましたが、例えば、域内連携により広域連合としてでなければ実施できない規制改革の提案実現を目指すなど、成長戦略の柱である国家戦略特区を広域連合として活用していく動きも必要であるというふうに考えます。ぜひ、積極的な取組を要望して、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴あ

りがとうございました。

○議長（山下直也） ただいまの発言は要望であります。

今西かずき君の質問は終わりました。

次に、八尾 進君に発言を許します。

八尾 進君。

○八尾 進議員 大阪市会の八尾 進でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、関西広域環境保全計画と温室効果ガスの削減の取組についてお伺いいたします。

関西広域連合の取組方針等を示している、平成26年3月に改定されました、関西広域連合広域計画では、広域環境保全事務について、地球環境問題に対応し持続可能な社会を実現する関西を目標として掲げるとともに、5つの重点方針を設定されています。その方針の中でも、関西の環境保全分野について、目指すべき方向や取り組むべき施策のあり方を定めた関西広域環境保全計画の推進がさまざまな取組の基本になるものと認識をしております。

この関西広域環境保全計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間としており、その中の地球温暖化対策では、環境と経済の両立、ライフスタイルの転換と産業活動の低炭素化、省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの導入促進を施策の方向性として展開することとされております。この施策の具体的なものとしては、関西エコオフィス運動を初めとする住民や事業者への啓発活動、充電マップの作成などの電気自動車の普及促進、及び太陽光などの再生可能エネルギーの導入促進などが挙げられております。関西広域環境保全計画の計画期間である5年のうち、3年半を過ぎたところでありますが、まずは地球温暖化対策のこれまでの成果と今後の課題について、広域環境保全局の三日月委員にお伺いいたします。

○議長（山下直也） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） 八尾議員からのご質問にお答えをいたします。

関西広域環境保全計画、温室効果ガスの削減の取組についてでございます。

まず、これまでの取組による成果についてでございますが、低炭素社会づくりに向けた意識啓発といたしまして、夏、冬のエコスタイルが着実に定着してきたことや、ご紹介いただきました、関西エコオフィス運動では、登録事業所数の増加など、取組の広がりや充実が見られるところでございます。また、電気自動車の普及を促進するため、平成24年度から実施しております、EV、PHVの写真コンテストでは、応募数が年々増加するなど、住民の皆さんの関心も高まってきております。さらに、再生可能エネルギー導入促進では、兵庫県が取り組まれる県民債を活用した住民参加型の再生可能エネルギーの発電事業でありますとか、滋賀県での家庭用太陽光発電システムへの助成事業など、地域の状況に応じて進められております取組に関する情報の共有化を図ることで、各府縣市での施策構築や見直しにもつながっていると考えております。

こうした成果が見られます一方で、関西スタイルのエコポイント事業やクレジットの広域活用に関しましては、調査検討やモデル事業を実施するなどにより、事業実施に当たった課題も明らかになってきたところでございます。

今後、こうした成果や課題を踏まえまして、温室効果ガス排出削減のための住民や事業者への効果的、かつ、効率的な普及啓発や電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動

車の一層の普及促進が重要と考えておりました、構成府縣市と連携いたしまして、関西広域環境保全計画の目標であります、地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指してまいりたいと存じます。

○議長（山下直也） 八尾 進君。

○八尾 進議員 ただいまの答弁では、各事業の取組状況はわかりましたけれども、温暖化対策全体として、何がどれぐらい進んだのかについては漠然としてわかりづらいのではないかと考えております。それは、関西広域環境保全計画において、地球温暖化の主な要因となっている温室効果ガスの削減目標の数値が設定されていないことが主な理由ではないかと考えております。削減目標については、基準年度と目標年度を設定の上、数値化して公表することは、今では一般的なものであり、市民のほうから見てもわかりやすいものではないでしょうか。

例えば、現在の国の目標は、平成27年7月17日に地球温暖化対策推進本部で決定した2030年度に2013年度比マイナス26%の水準にするというものであります。また、大阪市でも、平成23年3月、大阪市地球温暖化対策実行計画を策定し、中期目標として、市域の温室効果ガスの総排出量を2020年度までに1990年度比で25%以上削減、長期目標として、2050年度に向けて1990年度比で80%削減としております。

しかしながら、関西広域環境保全計画では、2030年の目指す姿として、暮らしも産業も元気な低炭素社会を掲げているのみであり、温室効果ガス削減の具体的な数値目標は設定されておりません。なぜ計画の中に具体的な数値目標が設定されていないのか、その理由について担当委員である、三日月委員にお伺いいたします。

○議長（山下直也） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） お答えいたします。

関西広域環境保全計画の策定に当たりまして、学識者等で構成されます関西広域環境保全計画に関する有識者会議を設置、開催いたしまして、専門的な観点からご助言をいただいたところでございます。

この計画では、構成府縣市との連携、役割分担の関係から、広域的な啓発などスケールメリットを生かすこと、方向性を示し、統一的な取組を展開すること、構成府縣市の優良事例を波及させることの3つの視点で施策を展開しております。

温室効果ガス排出量の削減目標につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律や条例に基づき数値目標を含んだ実行計画を策定している構成府縣市との関係から、広域連合では広域的に取り組むことにより、効率的な執行が期待できる施策のみを展開することといたしておりますことから、関西広域環境保全計画には数値目標は設定しておりません。

○議長（山下直也） 八尾 進君。

○八尾 進議員 広域的に取り組むことで、効果を期待できる施策のみを展開するため、関西広域環境保全計画では数値目標を設定していないとの答弁でございました。しかし、具体的な目標数値を設定することでP D C Aが着実に実行され、計画の進捗状況を把握、管理することが可能となり、成果も上げることができるとは確かなので、計画を立案、策定するときには、可能な限り数値目標の設定を目指してもらいたいと思います。

その際には、一つの広域自治体として、構成府縣市の目標を単に寄せ集めただけのものではなく、自主的に独自の数値目標を設定するべきだと考えます。また、目標達成を具体



化するためには、そのための数値を落とし込んだ事業ごとの目標数値を定めるとともに、連合全体だけではなく、各構成府県市の取組状況も数値でわかるようにすることで、進捗状況も一層把握しやすく、より実効性のある計画とすることができます。構成府県市の目標数値との整合性等の問題もあるかとは思いますが、関西広域連合が強いリーダーシップを発揮して、温室効果ガス削減の取組を牽引すべきであります。

現在の関西広域環境保全計画は平成28年度までですが、平成29年度以降に向けて、計画の改定を行う予定はあるのかどうか。また、改定するのであれば、今まで申し上げたとおり、少なくとも温室効果ガスの削減に関する数値目標を設定すべきと考えますが、三日月委員の所見をお伺いいたします。

○議長（山下直也） 三日月広域環境保全担当委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） お答えいたします。

関西広域環境保全計画は、今ご紹介いただきましたように、平成23年度から平成28年度までの計画でございます。平成29年度以降につきましては、新たな関西広域環境保全計画を策定することといたしておりまして、現在、検討を進めているところです。

広域連合といたしましては、引き続き広域で取り組むことによりメリットのある啓発や先進事例の共有化などにより、構成府県市の取組をさらに進め、関西全体で低炭素社会の実現を目指していくことが役割だと考えております。

構成府県市では、法律や条例に基づき温室効果ガス排出量の削減目標を盛り込んだ実行計画を策定し、地域の実情に合わせたさまざまな施策に取り組んでいることから、広域連合としては、こうした構成府県市の取組をしっかりと支援し、それぞれの目標が達成できるよう、後押しをしてみたいというふうに考えております。

○議長（山下直也） 八尾 進君。

○八尾 進議員 広域連合では、構成府県市がそれぞれの目標を達成できるよう、後押しだけをするようであります。しかしながら、例えば、大阪府の実行計画の数値目標は、府内の関係市と意見交換しつつも、府独自の試算により設定したと聞いております。また、広域連合で策定している関西エネルギープランでは、再生エネルギーの積極的導入に関して、2020年度に太陽光発電450万キロワット、再生可能エネルギー全体で600万キロワットとの数値目標を設定しています。温室効果ガスの削減について、広域連合として積極的な取組を展開し、その進捗状況を把握するためにも数値目標の設定が必要ではないか、新しい関西広域環境保全計画の策定に当たっては、広域連合としての数値目標の設定について再度検討していただき、高い志を持った計画としていただきたいと思いますを要望しておきます。

次に、関西版総合戦略についてお伺いいたします。

本年9月の関西広域連合委員会において、人口の現状と将来の姿を示す、関西人口ビジョンと関西の特徴を生かした活力ある地域づくりを創造することを目的に、関西版総合戦略を策定することが決定いたしました。地方版総合戦略は、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略が国において策定され、都道府県は国の戦略を、市町村は、国及び都道府県の戦略を勘案の上、平成27年度から平成31年度を計画期間として、平成27年度中に策定するよう求められていることは周知のことです。

そこで、お伺いいたしますが、関西広域連合が策定する関西人口ビジョン及び関西版総

合戦略とはどのようなものなのか。特に、関西版総合戦略と構成府県市が策定する人口ビジョンや総合戦略とはどのような関係になるのか、9月に策定を決定したばかりであり、具体的な内容等の検討は今後のことになるかとは思いますが、現段階でイメージされているものについて、井戸連合長にお伺いいたします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西版の総合戦略でございます。関西広域連合が関西の将来像を踏まえまして総合戦略をつくり上げていき、その構成府県がその将来像を共有して目指していく、このような取組が必要なのではないかと。広域ビジョンは、どちらかといいますと関西広域連合のやろうとしている仕事の将来ビジョンであります。関西全体としての地域ビジョンを持つことが必要なのではないかと考えるから、その実現を目指した関西版の総合戦略を定めることが必要なのではないかと考えているものでございます。

ただ、具体の施策に当たりましては、広域連合は、具体の事業を実施できるのは広域事務についてだけありますので、具体の事務については、広域連合として具体的に推進ができるものと、構成府県市において実施していただくべきものと、そして、それ以外に市町村がやっていただくべきものと、きちっと役割分担をして推進を図られるように定めていく必要がある、このように考えております。

ただ、一方、関西全体としてのビジョンとしては、共有化することが望ましい。そのような意味で、先日の展望研究では、東京圏に対抗する双眼構造をきちっとつくっていくべきだ、その中心に関西になるべきだということと、人が還流する、人が来たり、出ていったりという還流する圏域としての関西を目指すべきだということを政策コンセプトとして提案されておりますので、これをベースに考えていきたいと考えているものでございます。

2060年を見据えた人口ビジョンはぜひ関西全体としてもつくりたいと考えますし、あわせて今後5年間の関西広域連合が取り組むべき政策の基本方向とか、具体的な取組を盛り込んだ戦略もまとめた、このように考え作業いたしているものでございます。

○議長（山下直也） 八尾 進君。

○八尾 進議員 次に、関西人口ビジョンと関西版総合戦略の策定期間についてお伺いいたします。

先ほど申し上げた関西人口ビジョンと関西版総合戦略の策定を決定した本年9月の関西広域連合委員会の資料を見ますと、人口ビジョンと総合戦略の策定スケジュールとしては、素案や骨子が平成28年3月にでき上がるものの、最終案の確定は、平成28年11月の予定となっております。各構成府県市の人口ビジョンと総合戦略は、今年度中には完成するようなスケジュールで進められておりますが、この広域連合のスケジュールで進むとすれば、構成府県市の人口ビジョンや総合戦略の半年以上も後に完成することになります。戦略が策定されたときには、連合独自の取組としてプレス発表等のアピールをすることになると思いますが、今のスケジュールでは、全国的な戦略策定の動きと合致しておらず、策定期間を逸することによってインパクトが損なわれるのではないかと危惧するところでもあります。

それだけに、策定内容のみならず、広報等の工夫が必要ではないかと思いますが、どのように考えておられるのか、それらも含め、関西広域連合としてどのような狙いを持って平成27年度中ではなく、平成28年度の下半期に完成させるようなスケジュールにしたのか、井戸連合長にお伺いいたします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 策定に当たりましては、人口ビジョンの策定を行う必要があります。2060年の展望をベースにするわけでありましたが、関西圏域の展望研究で試算した将来推計もベースにいたしまして、アジア・太平洋研究所と連携して人口ビジョンを策定したいと考えております。これを踏まえまして、2020年の戦略も策定していくこととなりますが、その際に、その戦略と、それから、具体的な取組としては分野別の計画における取組も整合性をとっていく必要があると考えております。そのような意味で、次期の広域計画との関連も、関連というより一体的に策定する必要がありますので、具体的な確定は来年度の秋ごろになるのではないかと考えているものであります。一方で今年度中に取組の基本方向なり、政策目標なり、具体的な取組を盛り込んだ骨子案、第1次案を年度内にまとめることにいたしております。そのような意味で、この骨子案には基本的な事項が最終的には固まっていない部分があるかもしれませんが、できるだけ盛り込ませていただくように作業を進めていきたいと考えているものでございます。

○議長（山下直也） 八尾 進君。

○八尾 進議員 構成府縣市総合戦略を集めただけの総花的なものをつくってもインパクトは弱く、策定意義も薄れるため、関西広域連合としての自主性や独自性のある戦略としていただきたい。それが関西広域連合が各方面から期待されている強いリーダーシップを発揮して、関西全域を牽引するという役割に応えることとなります。

また、構成府縣市では、素案段階ではあるものの、経済成長率、若者や女性の就業率、来阪外国人の数などの指標について目標数値を設定するべく、戦略の策定作業が進められております。

このような状況を参考にしつつも、連合独自の指標やより高い数値目標を設定するなど、広域連合の取組だけではなく、構成府縣市も協調、かつ、切磋琢磨しながら目標達成していくような戦略にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

関西人口ビジョンや関西版総合戦略の策定における関西広域連合としての独自性の発揮や意欲的な数値目標の設定などについて、井戸連合長の決意をお伺いいたします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 国の示しておりますまち・ひと・しごと創生政策、5原則におきましても、PDCAサイクルが発揮できるように数値目標を設定して、政策的な効果を客観的な指標により検証し、必要な改善が行われるようにすべきだということとされています。関西広域連合としてつくります関西版の総合戦略におきましても、その趣旨を踏まえて、適切な政策目標を設定するとともに、5年間にわたる総合戦略の期間中の毎年検証が行われるような取組を進めていかなければならないと考えています。

そのような意味で、既に分野別計画でも、例えば、関西観光・文化振興計画では、2020年に関西への訪日外国人の訪問率を現在の33%から40%にする。あるいは、訪日外国人旅行者数を345万人から800万人を目指す、あるいは、関西での延べ宿泊者数を2,000万人を目指すというような数値目標を掲げております。あるいは、もう2040年の関西の広域経済圏としての経済産業の国内シェアを25%を目指そうとか、あるいは、GDPを1.8倍の180兆にしようとかという目標も分野別計画で既に目指しているものでございます。そのような意味で、これらの分野別の数値目標も踏まえながら検討を進めて、適切な数値目標の設

定をできるように検討を進めていきたいと考えているものでございます。

○議長（山下直也） 八尾 進君。

○八尾 進議員 以上で、私の質問を終わります。

○議長（山下直也） 八尾 進君の質問は終わりました。

ここで申し上げます。

間もなく5時となりますが、本日は議事の都合により、会議時間を延長いたします。

次に、松田一成君に発言を許します。

松田一成君。

○松田一成議員 兵庫県議会の松田一成でございます。

最初の質問は、ポスト5年を見据えた今後の展開について質問します。

12月1日、いよいよ関西広域連合が設立されて5周年を迎えるところです。この節目に奈良県が連合に参加し、関西が名実ともに一体となって広域的な課題に取り組む体制が整ったわけであります。今回、奈良県は、広域防災及び広域観光・文化・スポーツ、この2分野に加入し、第1ステップとして関西の府県が全て加入する意義は大変大きいものであると思います。

しかし、奈良県は、今回、連合に参加した理由の一つに、国出先機関の関西広域連合への移管が困難になり、奈良県がこれまで連合への参加を見合わせていた最大の懸案がなくなったことを挙げています。荒井知事は、奈良県議会6月定例会におきまして、結果的に関西広域連合の活動の中心が国出先機関の移転から、連携・協働に変質したことにより、今回、連合への部分参加を判断したと言われていました。

さらに、大阪のダブル選挙が間近に迫っています。松井知事、橋下市長は広域自治体のあるべき姿として、道州制を目指しておられます。このように内実はまだまだ一枚岩とはいえないものがあります。

また、地方分権改革に関する提案募集において、広域連合は、解散、脱退も可能となっており、総合的な権能を持つ安定的な公共団体とはいえず、事務の実施に支障を来すとの回答が国からあったところであります。

この回答は、我々地方から見れば、国における地方分権改革に対する理解が余りにも不足していると言わざるを得ません。5年が経過して新たなステージを迎えるこの機をとらえ、関西の一体感の醸成に努め、国内のみならず、アジアにおける関西の地位を常に意識した力強い関西を目指して、圏域づくりを進めていくことが大事だと思います。

そのためには、関西広域連合の次の5年を象徴する、骨太な柱となる取組を検討すべきです。さらに、現在の広域計画にも記載があるとおり、今後の方向として、奈良県のさらなる参加拡大や福井県及び三重県の広域連合への加入を促進し、関西全体での権能、事業執行力の強化を目指すことも重要と考えます。井戸広域連合長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 松田一成議員のご質問にお答えいたします。

ポスト5年を見据えた今後の展開について、ご質問いただきました。

我々としても、関西広域連合5年を経過しようとしているわけでありますので、一つの節目を迎えたというふうに考えております。その節目に奈良県の参加も得ることができま

した。ということは、名実ともに関西が一つになった体制ができたということであろうかと思えます。だからこそ、今のようなご質問をいただいていると理解をいたしております。

広域連合をつくりました趣旨は、一つは、関西全体で取り組むべき広域事務、例えば、広域防災などについての責任主体がない、ばらばらで取り組んでは関西全体としての推進ができない、しかし、そのような責任主体をつくろうという広域行政上の必要性がまず一つありました。

それから、もう一つは、国の出先機関を含めた国の権限事務を受ける受け皿としての先回りした対応を、きちっと用意しておこうということでありました。そのような広域事務の責任主体を都道府県の枠を超えてつくる、それから、国の事務を受ける受け皿を用意しておく、これが地方分権についての、今まで要請ばかりしていた我々が、みずから行動を国よりも先行してやることによって、地方分権の一点突破を目指そうと、こういうことにつながるという、そういう意識で行って設立をしてきたものであります。

ご質問の中で、ご指摘の所管省庁の回答の中で、言われなき無理解の回答がございましたが、地方自治法の第291条の2におきまして、都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を得て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を、当該広域連合が処理することとするよう要請することができる、地方自治法に府県域を越える広域連合についての権能の一つとして要請権を明確に書いてあるわけで、規定されているわけでありまして。この規定もきつとご存じなかったのではないかなというふうに私自身は思っております。

ただ、この認識自身が今の国の実情であると理解したほうがいいのではないかと考えますので、我々自身も実績を重ね、府県民の理解も得ながら存在意義を示していく必要があると改めて感じているものでございます。

今後とも関西広域連合は、関西全体の共通利益、共通目標の推進の主体であらねばなりません。さらなる広域事務のあり方や関西の指令塔的機能を果たすあり方などを検討を深めていきたいと考えます。

また、福井県や三重県を含む経済圏を考えてみますと、非常に広域経済圏を持っているわけでありまして、それに対する対応も検討していきたいと考えます。いずれにしましても、関西全体の広域行政を担う責任主体としての役割を十全に果たすべく努力をいたしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくご指導とご協力をお願いいたします。

○議長（山下直也） 松田一成君。

○松田一成議員 今、連合長がおっしゃいましたように、国が知らないのであればしっかり教える、そしてまた、国から二度とこういうふうには安定していないというようなことを言われぬように、そしてまた、言わせぬという認知度も踏まえた努力を、これから次の5年に向けてやっていかないと。まだまだあんなのを聞いていると関西広域連合の存在価値がどうなのかなというふうに、府県民の皆さんは思ってくると思うんです。しっかり我々も頑張りますので、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほど、そういう意味で、次の5年を象徴する骨太の柱となる取組ということ、検討してはどうかということで質問させていただきましたけれども、その中で、一つは、防災庁の関西への設置について質問をさせていただきたいと思えますが、8月に最終報告がなされた関西圏域の展望研究報告書では、関西へ防災庁を創設すべしとの提案がなされてい

ます。現在の国の体制は、内閣府に防災担当が置かれているものの、関連組織が各省庁に分かれて発災時に十分な連携や迅速な対応が本当にできるのかどうか、こういうことが疑問視されています。また、人材育成面でも不安が残ります。内閣府を中心とする防災部局は、各省庁からの出向者によって構成されておりまして、数年で職員が異動する、こういうこともあります。こういうことでは、ノウハウを蓄積、防災のスペシャリストの育成は非常に難しいのではないかな、このようにも思います。これらの課題を解決するために、指揮命令が統一された防災を専門とする単一の組織の設置が必要ではないかというふうに思います。

そして、設置場所は国土の双眼構造の構築、地方創生、成長戦略の観点からも関西への立地が望ましいと考えます。20年前の阪神淡路大震災を経験した我々関西は、その復旧・復興の過程で得た経験と次の災害への備えのための知見が数多く蓄積をされています。そして、南海トラフ地震発生時には、現地本部として指令塔機能を発揮することも可能になります。広域連合では、これまで首都機能のバックアップ構造構築について提言を行ってまいりましたが、その具体的な取組の初めの一步として、この防災庁の設置を提言すべきです。

さらに、単に設置を要望するだけではなくて、関西みずから防災庁に集約される機能や、そしてまた、規模、こういうことを具体的に検討、そしてまた、提案をして、実現に向けたプログラムを示す必要があると思いますが、ご所見をお伺いします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西圏域の展望研究報告書では、国土の双眼構造を実現する関西を一つの基本コンセプトにしておりますけれども、その中で、阪神淡路大震災の経験を踏まえた研究と対処の蓄積、ご指摘がありました。また、東日本大震災における関西広域連合によるカウンターパート方式などの支援の実態など、防災に関する多くの蓄積があることを考慮して、関西と東京、双方に防災庁を置くことが提言されております。

また、関西経済連合会が、西日本危機管理総合庁の創設を提言されています。ひょうご震災記念21世紀研究機構も国難に対処できる、危機管理組織に関する研究会を設置して、複合災害対策の充実や、省庁間、地方自治体間の連携強化、防災の人材育成などの論点から、中央省庁レベルでの抜本的な組織体制の見直し、あるいは、人材の養成、ノウハウの蓄積などについての研究を進めておられます。

そのような意味で、関西に防災庁や防災拠点をつくるということについての機運が高まっているのではないかと思います。中央省庁におきましては、今回の国家機関の地方移転では、危機管理機関は地方に出さないというふうに木で鼻をくくったような回答をされておられるわけです。これは、30年のうちに70%、つまり、南海トラフと同じ確率で首都直下型地震が起こるということを踏まえられたときに、その首都直下型地震対応は関東圏だけでできるんだというふうに想定されて、そして、それに対応する対応ならば別段、関西に防災庁や防災機能を、危機管理機能を置かなくてもいいんだと、こういう決めつけなんだろうと思いますが、東日本大震災を経験した今となってみますと、想定外を想定しておかないということでもいいのかということが逆に問われているわけでありますので、そのような意味で、私たちは防災拠点の関西での設置について、強くこれからも働きかけていきたいと考えております。

我々、既存の組織は移ってこなくても結構だとは言いませんけれども、移ってこられたほうがいいのでありますが、今回、提案しているのは、既存の組織ではなくて、新しい組織、新しい拠点の設置でありますので、いわば今までの主張とそごがないものと考えます。できれば広域連合の防災部門といたしましても、本格的にこのような防災拠点の関西における設立につきまして、研究会等を設置して研究を始めることが必要なのではないかと、今、内部的に検討を進めているものでございます。

○議長（山下直也） 松田一成君。

○松田一成議員 国がなかなかというお話も今、あったわけですが、やはり双眼構造の問題にしても、やはり関西にこういうものがないと、東京一極集中の中で何でもできるわけではありません。私はこの防災庁の関西の設置においては、これから関西広域連合と事務方の要望ということだけではなくて、やはり与党を中心とした国会議員にこういうことをしっかり踏まえて、要望しなければなかなか動かないんだろーと思っておりますので、しっかり我が党としても働きかけをしてきたいと思っております。連合長としても一緒になって、何とか早く道しるべがつけられたらと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下直也） 松田一成君の質問は終わりました。

次に、藤田孝夫君に発言を許します。

藤田孝夫君。

○藤田孝夫議員 兵庫県議会の藤田孝夫です。

まず、喫煙に関する条例の連携、調整について2問お伺いします。

受動喫煙防止に係る屋外対策についてです。

イギリスの空港サービス会社、スカイトラックスが発表した世界の空港ランキング2015年版によりますと、1位は、3年連続でシンガポールのチャンギ空港だそうです。2位が韓国の仁川空港で、日本は5位に羽田、7位に中部国際空港が入っています。このランキングによりますと、特に日本の空港は、清潔感において抜きん出ているということで、関空を初め、羽田、中部国際、成田の4空港がベストテン入りを果たしています。例えば、シャルルドゴール空港のトイレは、赤と白のすばらしい色彩できれいだとは思いましたが、そのような芸術的完成度の有無ではなくて、素朴だけれどもいつ行っても清潔であることが関空のトイレのすごいところです。多くの人を使うトイレは、誰が汚したのかわかりにくい。だから、頻繁に掃除をすると同時に、次に使う人のことを考えて、誰もがきれいに使うようにしむけることによって、日本の空港の清潔感が世界有数という結果につながっているのではないかと思います。

さて、テーマはトイレではなくて、受動喫煙をいかに防ぐかということですが、これは最終的には、喫煙者がマナーを守る、被喫煙者に配慮する、つまり、トイレのマナーを守ることと、守ってもらえるようにしむけることとある意味同様であると考えられます。自治体では、独自に繁華街を中心に屋外での歩きたばこや喫煙そのもの、あるいは、吸い殻のポイ捨てを禁止する区域を設定しているケースが多く見られます。

しかし、屋外の場合、繁華街のどこが規制エリアで、どこが喫煙可能エリアなのか、地元の者でもわかりづらいことがあり、それでは、せつかくの条例があっても効果は上がり

ません。屋外環境は地域によって異なりますから、路上喫煙の防止については、市町村の取組を尊重しつつも情報の共有化を図りながら、市町村と共同して啓発活動に取り組む必要があります。

具体的には、基本的なフォーマットやカラーリングで外国人でもわかるイラストなどによって規制エリアの表示の様式を関西広域連合内で統一すること、また、関西広域連合参加自治体で情報を共有するとともに、啓発に努めて、観光、商用などでその地を訪れた人でも守れるように配慮すること。そして、さらには、たばこの製造、販売に係る事業者等の協力を得て、関空のトイレのように、清潔な喫煙場所を整備、増強していくことなどが考えられます。これらは、既存の取組を大きく変更することなくすぐにでも実施できる取組です。屋外における受動喫煙対策についても、広域連合として取り組んではどうかと思いますが、所見を伺います。

そして、この項の2番目は、屋内対策についてです。

受動喫煙防止等の屋内禁煙対策は、京都府のたばこ関連施策を始め、今後、各府県で検討され始めまして、条例についても目指す方向は同じです。健康増進法は、努力義務にとどまっていますが、受動喫煙による害を踏まえると、この際、全国统一基準による罰則も含めた法整備が必要だと思われまます。

この際、関西広域連合としてとるべき方策としては、受動喫煙防止対策についての法整備について、国への要請活動を行うか、それとも、関西独自に統一的条例を制定するのか、どちらかになろうと思いますが、私は先んじて広域連合が関西独自の目標を設定した上で、統一的条例制定に取り組んではどうかと思います。屋内における受動喫煙防止対策についての所見をお伺いします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 藤田孝夫議員のご質問にお答えいたします。

喫煙に関する条例の連携や調整、屋内、屋外対策について、お尋ねがありました。

まず、屋外対策でありますけれども、関西における外国人観光客、平成26年度の推計では479万人という現状にあります。喫煙マナーが守られるなどの環境整備に取り組むことは、外国人観光客の受け入れ基盤としても大切でご指摘のとおりであります。私のようにたばこを吸わない者から見ると何であんなにたばこを吸わなければいけないんだろうか、大変疑問なのでありますが、これは嗜好の問題ですから、嗜好の問題だけではなく健康の問題もありますけれども、その人によらざるを得ないところがあります。

一方、屋外環境は地域によって異なります。ポイ捨てや路上喫煙の防止につきましては、そのような意味で、市町村の取組を尊重しつつ、構成府縣市間での情報の共有化をまず図っていく必要があるということであろうかと思えます。そして、屋外における受動喫煙防止に係るこのような取組につきまして、できれば標準化ができないかということなのではないかと思うのです。関西広域連合としては、具体の取組は市町村によらざるを得ないのかもしれませんが、取組事例の紹介と情報の共有化、そして、できれば防止に係ります取組の標準化というようなことを提示ができないだろうかという意味で検討を進めていったらどうかと考えているものでございます。

それから、屋内対策でございます。

屋内対策につきましては、滋賀県も京都府も大阪府も和歌山県も鳥取県も徳島県も、兵



庫県もそうですが、条例化をしたり、あるいは、ガイドラインを策定されたり、指針をつくられたりして運用を図られています。受動喫煙防止対策は、そのような意味で共通の課題なり、共通の対応をされているものであります。若干程度がそれぞれ異なっております。

これまで広域連合では、この受動喫煙防止ではございませんが、最近では、危険ドラッグ対策につきまして、関西広域連合構成府県が全て薬物の乱用の防止についての条例を制定して、個々の規制は構成団体が行いますが、考え方の統一を図ったものでございます。受動喫煙防止につきましても、構成府県市間で情報の共有化を進めますとともに、屋内における受動喫煙防止についての手法ですとか、対応などの取組につきましては、まずそれぞれの規制内容の比較検討を行うとともに、内容の統一や共有化を検討していく必要がある。そのような意味で、最終的にはガイドラインのようなものにまとめられれば望ましいのではないかと。若干これは私が踏み込んで言い過ぎていますが、そのような基本方向で検討していくのが広域連合としての方向づけではないかと、このように考えているものでございます。

○議長（山下直也） 藤田孝夫君。

○藤田孝夫議員 ハード、ソフト両面により、いけば人の移動距離に合わせたエリアを越えた施策展開のフォーマットを共通化してほしい、どうかよろしくお願いします。

続きまして、資格試験の実施についてお伺いします。

関西広域連合では、これまで府県ごとに実施してきた調理師、製菓衛生士及び准看護師の試験の事務を集約して一元的な実施管理によるスケールメリットを生かした効率化、さらには、受験需要動向を考慮した最適な実施体制をつくるとされています。確かに一元化のスケールメリットは大きくて、例えば、調理師試験では、平成25年では、関西広域連合内では5,429人が受験しました。都道府県トップの東京都が3,801人ですから、随分効果が出たといえます。

ただ、気になることもあります。都道府県ごとで実施されていた最後の年度である平成24年度、調理師試験合格率を見ると、広域連合の試験一元化に加わっている府県の中では、京都府が最も高く72.4%、次いで兵庫県が65.5%、そして、和歌山県が58.9%で、最も低かったのは滋賀県の55.9%となっており、随分開きがありました。それが広域連合が共通試験を実施したときからは合格率が55.7%と低かったんですけども、平成26年は57.3%、平成27年度には64.6%と上昇しています。これは問題の難易度の違いなのか、受験者の能力の違いなのか、はたまた、県民性の違いなのかはよくわかりませんが、試験の一元化が試験を実施する側のメリットである効率化にとどまらずに、真に能力の高い職場で活躍できる人材育成に寄与するものであってほしいと私は思います。

そのためにも、今後も一元的に実施する資格試験の種類をふやすとともに、関西広域連合での通訳案内士に対しての独自の研修を行っているのと同様に、そうした試験に合格した人を対象とした研修制度を充実させることも考えられるのではないかと。これまでの試験の一元化による取組についての評価と今後の展望をお伺いします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ご指摘がありましたように、平成24年度の合格率と比べまして、平成27年度、今年度であります、ようやくほぼ匹敵する64.6%の合格率になりました。平成25年、26年の合格率が低かった理由は定かではありませんが、まだ問題の傾向

になれていなかった受験生が多かったということなのではないか、問題作成が統一化されたことになれていなかった受験生が多かったのではないかとこのように考えています。

受験生からもこの統一試験につきましては一定の評価が得られております。平成26年度の受験生500名にアンケート調査を実施したわけではありますが、有効回答は43%でありましたけれども、満足とか、やや満足、それで、中間的な方々を入れると7割強の方々でありました。また、願書を郵送提出だとか、手数料の振り込みなどが可能になって手間が解消されたなどのメリットも言われております。そのような意味で、私どもとしましては、さらに利用者の満足度を高めるためにサービス向上に取り組んでまいります。

一方で、資格試験の拡充につきましては、府県の関係課とともに一元化できる試験の有無だとか、可能性について個別に検討を始めております。できるだけ取り組めるものには取り組んでいきたい、このように考えております。

それから、資格試験とか免許の交付は連合で行いますが、交付後は、例えば、准看護師については、府県が保健医療計画等に基づいて人材の育成、資質向上を図るといった役割分担を行っています。議員のご意見、これからの資格試験の実施につきまして、一つの方向づけをいただいたこととなりますので、次期広域計画等の検討にあわせまして、十分検討させていただければと考えております。今後ともよろしくご指導をいただきたいと存じます。

○議長（山下直也） 藤田孝夫君。

○藤田孝夫議員 ご答弁ありがとうございます。何か兵庫県議会でやっとなるような雰囲気になってきましたけれども、最後にプレジャーボート対策についてお伺いします。

国交省がことし6月に発表した平成26年度のプレジャーボート全国実態調査の結果を見ると、調査で確認できた舟艇は前回調査の平成22年度と比べて2万隻の減、17万8,000隻となっています。このうち、水域管理者等の許可を得て係留、保管している許可艇が9万隻、許可を得ていない放置艇が何と8万8,000隻、許可艇と放置艇の数が拮抗していることに正直、驚きました。プレジャーボートの放置艇の問題は、かなり以前から言われ続けていました。特に、FRP製の船は再利用がままならないことから放置されると聞きます。

さらに調査結果から見えてくることがあります。それは、東京都や大阪府といった人口の多いところでは確認艇、放置艇とも意外に数が少ないということです。東京都は確認艇が1,899で、放置艇が309、大阪府は確認艇が3,115で、放置艇が552です。その一方で、東京都なら隣県の神奈川県や千葉県、大阪府なら兵庫県や和歌山県のほうが放置艇の数が多いいです。これは、恐らく想像ですけれども、東京都や大阪府の人が選んで隣県で船を持っているということにしているのではないかと思います。

プレジャーボートを利用したレクリエーション活動そのものが悪いわけではありませんが、放置艇の害というのはさまざま言われています。こうした問題を抱える放置艇の発生を防ぐには、一番簡単なのは、やっぱり自動車の車庫証明のような制度を導入して、係留する場所がない場合は船を売らないということです。また、それでも発生する放置艇対策としては、購入時に処分費用をいただいでしまう。そして、それを広域連合でプールして対策をとることも考えられます。所有者の所在地と係留地が府県を越えるようなプレジャーボート対策については、広域連合のような組織が府県行政エリアを越えて対策に乗り出すことがふさわしいと考えますが、所見を伺います。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ご指摘のとおり、放置されましたプレジャーボートは、船舶の航行の支障になる、油の流出や景観の悪化、さらには洪水、津波、高潮時の放置艇の流出による被害発生といった問題があると認識しています。広域連合内の放置艇は、国交省の平成26年度プレジャーボート実態調査結果によりますと約1万艇ということになります。プレジャーボート対策につきましては、関係構成団体においては、条例や要綱によりまして、係留保管施設の整備や規制区域と利用区域のゾーニング、放置禁止区域を設けて係留誘導区域への誘導などを行っております。私ども兵庫県では、ちなみに要綱をつくりまして適正化を進めてきたものでございます。

ご指摘の放置艇の所有者の居住地と係留地の府県が異なる場合がありますが、基本的には係留場所の問題でありますので、係留場所の自治体のルールに従って対応がなされるべきものではないか、このように考えます。

今後、構成団体の取組状況を調べまして、港湾エリア全体という広域的な対策として、ご提案のような車庫証明のような制度が導入できるのかどうかとか、購入時に処分費用を徴収しておくことができるのかどうか、というような点も検討はさせていただきたいとは思っておりますが、私はやはりこの問題は即時的な解決が図れないとプレジャーボート対策は完了できませんので、そのような意味で、係留地における対応を促進するためのアドバイザー的機能を広域連合が果たしていけるかどうかではないか、このように思っております。

そのためにも、先ほども禁煙でもお答えしましたけれども、情報の共有化と、それから、規制の手法だとか、方法についての周知と、そして、広域連合としてはこういうことができるかというガイドラインまでつくれるかどうか、この辺がポイントになるのではないかと考えているものでございます。

ただ、ともかく本県も取り組みますときに大変な抵抗がありました。その抵抗を踏み越えて、取り組んでいくんだという計画的で、実行するその決意と行動力がそれぞれの自治体に問われてくる課題ではないか、このように考えております。どうぞ今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

○議長（山下直也） 藤田孝夫君。

○藤田孝夫議員 勘でものを言っではいけませんけれども、私の場合の憶測というのは、多分、大都市部周辺の方が放置艇を沿岸部、例えば、特に和歌山とか、兵庫とか、徳島の場合ちょっと特例で、全く整備できていませんけれども、そういう状況にあるのではないかなというところの公平的な観点から、広域連合でできる部分があるのではないかなという予想に基づいて言っておりますので、データを精査いただけたらと思います。

最後に、要望ですけれども、人口減少は静かな有事と言われております。人口がふえる高度成長時代には、さまざまなものを政治は分配する、正の分配機能で効果を発揮しましたが、今後はどっちかという、負の分配機能になっちゃったという感があります。仮に、関西広域連合がいう分権だとか、そういうさまざまな国への要望が、国から見て負の分配議論になっているとすると、なかなか国は動かないのではないかな。今の放置艇の問題、受動喫煙の問題、これらは課題解決なんですけれども、発展の可能性、整備の可能性を示唆する方向として考えるべきものだと思いますので、主体的な取組を関西独自で率先して

やっただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下直也） ただいまの発言は要望であります。

藤田孝夫君の質問は終わりました。

次に、安井俊彦君に発言を許します。

安井俊彦君。

○安井俊彦議員 最後の質問者になりました。きょう、ずっと井戸連合長のこの5年間の経過、そして、信念を聞いて感動いたしました。この広域連合がなかったらと思うと、本当にぞっとするような思いで、数々の実績を挙げてきたこの関西広域連合に敬意を表したいと思います。

ただ、問題はこれからでございます、連合長がおっしゃっていただいた理念なり、共通の利益、そして、東京に対する一点、これを二極化していくといったような広大な考え方の中で何が足らなかったのか、今後、何をすべきなのか。例えば、今、関西広域連合で認知度が非常に低い、そういったような問題があると思いますので、連合長の所見をお伺いいたします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合の設立の趣旨は、防災などの関西全体として取り組むべき広域事務についての責任主体をきちっとつくって対応していくこと、特に南海トラフの対策が急務であるということが一つでありました。もう一つは、先ほども答弁させていただきましたように、国の事務の受け皿をみずからの力で用意して、国に対して迫ろうという、これが2番目、そのような地方分権を地方みずからが口だけではなくて態度で示すと、具体の行動で示すという意味で突破口を開こうと、この3つの趣旨で5年前に設立したものでございますが、私は、それぞれ関西広域連合としての役割は、趣旨は果たせてきているものと思っております。

ただ、ご指摘いただきましたように、じゃあ、十分理解を受けているか、これは私どもの努力不足もありますのと、私の地味な性格にもよりますが、なかなか全国ニュースになりにくい面があるのでありますが、これも今後しっかりしていきたいと考えております。

奈良も入っていただいた広域連合として、12月からは発足できるはずでありますので、そのような意味で、関西は一つ一つの多様性のもと、関西は一つという連携と共同体としてアピールをしていけるように努力をしてまいります。これが5年を迎える関西広域連合の決意ではないかと考えておりますので、どうぞよろしくご指導とご協力をお願い申し上げます。

○議長（山下直也） 安井俊彦君。

○安井俊彦議員 そこで、連合長、今、おっしゃったことをどう実現するのか、そして、それに何が必要なのか。一つには、人材の育成、職員がどうその理念を受け継いでいくのか、私たちも皆さんも全部かわるわけですから、その中で、それらを受け継いでいく職員の育成、そのことについてはどうか。

その次に、確かに効果のあったこともあります。今、おっしゃっていただいた防災という面では、私、たまたま人と防災未来センターの語り部というボランティアをしておりますから、連合長がおっしゃっている必ずあるんだということ、南海トラフは必ずあるんだということを言い続けておりまして、このごろ大分、関西全体でそのことに対する市民

の意識改革というのはできつつあるんだろうと思います。ただ、そのほかのことについて、関西広域連合が、連合長が地味やからという問題ではなしに、やはりどういう実績で、そして、どれだけのことをするかということに問題点があるろうと思いますので、もう一度、その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合は、プロパー職員を30名近く抱えておりますけれども、プロパー職員といいますが、それぞれ構成団体からの出向職員でございます。二、三年で交代をする職員であります。

一方で、各分野別の担い手は、各委員の所属している組織、例えば、私でございますと防災担当であります。防災監以下、兵庫県の防災担当職員を兼務で当てておりますこととあわせて、各府県の防災担当の職員も兼務で協力をしていただいております。これは、今、防災のことを申しましたけれども、各分野全て同様でございます。

というふうに考えてみますと、プロパー職員、純粋なプロパー職員、出向職員ではない、純粋なプロパー職員を入れることの功罪があります。といいますのは、関西広域連合は7つの事務を具体に実施する、それと企画調整事務を調整、コーディネートするという役割を負っていますので、どうしても分野が狭くございますから、純粋のプロパー職員をとりますと、それらの人たちの人事の固定化の問題、あるいは、専門性が十分に発揮できないというような問題も出てまいります。そのような意味で私は、今のような構成団体の職員が大勢この関西広域連合の仕事に携わってくれていますので、その大勢携わっている人たちの中に、それこそ広域連合の理念や役割が身に付いていってくれることが、関西全体としての大きなボリュームにつながっていくのではないかと、このように考えております。

さらに専門性が必要な場合には、専門家へ依頼したり、プロジェクトチームをつくらせたりと、いろんな組織の機動力を発揮できるような対応を続けていくことがいかにかと思っているものでございます。

○議長（山下直也） 安井俊彦君。

○安井俊彦議員 いろんな各府県から来て、そして、その人々に理念が引き継がれていくんだ、これが広域連合にとって大事なんだというお言葉でございますが、その面はあるでしょう。しかし、だったら、今、果たしてそうなんだろうか。例えば、関西全体で韓国のGNPと同じだけの経済力を持ち、そして、この組織が各都市のいろんな特色を、多様性を引き出す力ができる、コーディネートをできるただ一つの機関であります。

その中において、例えば、この前の石破大臣の地方創生フォーラムにとっても、これも大阪、メディカルジャパンも大阪、ほとんどの行事が大阪。そういった中で、大阪一極主義、こういう形では必ずこの関西広域連合が市民から期待をされなくなってしまう。そして、議会がサロン化するという可能性があります。そういった意味では、理念は文章に書いたものではなしに、共通してみんなが持てる、その中にこそ関西広域連合の持続性というのがあり得るわけなんです。その点についてもう一度、答弁をお願いします。

○議長（山下直也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合をつくり出すときに、一つの事務局が全部の仕事をする、一極集中的な仕事のやり方は望ましくないのではないかと。したがって、各構成府県と政令市に仕事を割り振って、それぞれの府県や市毎がその業務では首都になる。

例えば、防災でしたら兵庫県と神戸市が、産業でしたら大阪と大阪市が、観光・文化ですと京都と京都市が、農林ですと和歌山が、ジオパークのような面は鳥取が、環境は滋賀が、徳島は広域医療という形で割り振りをしましたのは、それぞれの地域が業務の中心になるということを考えてからであります。

したがって、私は関西広域連合が機能を発揮すれば発揮するほど、それぞれの地域における役割分担の成果がより広がっていくことにつながるというふうに思っています。この間のフォーラムは最初でありましたので、一番集まりやすい、そして、石破大臣の日程が大変窮屈でありましたので、大阪で開催をさせていただきました。その後は、できるだけ持ち回りをやろうということで検討しているものでございます。どうしても集まりやすいところは地政学的にいうと大阪だということはあるかもしれませんが、それはそれとして、私どもとしては分野別の業務首都を中心に、いろんな事業の展開を図っていくことにしていきたいと考えております。議会におきましても、1回は大阪でやりますが、もう一回は構成府県市で開催をしようという原則をお願いしているものでございます。よろしくご理解をいただきましたら幸いです。

○議長（山下直也） 安井俊彦君。

○安井俊彦議員 石破さんのフォーラムはたまたまそうだったんだろうと思います。ただ、常に大阪1点ではだめなんだ。だから、いわゆる理念からいえば、持ち回りということともかくとして、全体のかき上げということを考えるということを常に職員が頭の中に入れておく、そして、共通認識を持っておる、そうしなかったら、関西広域連合の行方は非常に難しくなってくるという理念だけは、しっかりと持っておいてもらいたい。このことが大事です。

次に、議会にも触れられましたけれども、議会人もそのとおりであります。議会人もこれは1人4分という制限の中でやっておるわけですけれども、本当は2日、3日かけて、その費用がたまらんといいんだしたら、関西で広域連合の議員は無料でやると、いわゆる給料なしでやるというぐらいいつかりとやっていかなかったら、実験をやっておるこの関西広域連合が本当に崩壊する可能性があると思うので、申し上げておきたい。

その次、橋下委員にお伺いをいたしたいと思います。

メディカルジャパンに触れましたけれども、これは、2万7,000人の人々が来て、神戸に来たのが77人です。これを続けられようとしているのか、何とか考えられようとしているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（山下直也） 橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） メディカルジャパンは、これは民間の企業が主催をしているものですから、続けるも何もこれは民間サイドのほうの意思になります。行政としては、また、関西広域連合としては、それを特別協力をするという形ですので、あくまでもこれは民間の主催者のほうの収益で判断されることだと思っています。

先ほど、議員のほうから、大阪市に行事が集中しているのではないかと。大阪に集中しているのではないかとのご指摘ですが、このメディカルジャパンも主催企業に尋ねました。場所についてはどうなのでしょう。そうしますと、横断的に専門分野の製品を一度に見ることができるという来場者のメリットを最優先に考えると、インテックス大阪クラスの規模が、インテックス大阪ですね、その来場者が、その製品を一度に見るということ

のメリットを最優先に考えると、インテックス大阪クラスの規模が必要であると、そして、会場を分けて開催することは困難であるという主催企業者の答えでした。ですから、やはり展示場を、大規模展示場というものは都市戦略の中で非常に重要ですから、これは大阪では大規模展示場をもっとつくっていこうという大きな方針を定めておりますけれども、ほかの都市でもそのような大規模展示場というものをもしつくるのであれば、そういうイベントがくるのかもわかりませんが、それは関西の中でまた複数持つことがいいのかどうか、そこはぜひ皆さんにも議論していただきたいと思います。

ただ、行政の行事は、僕も任期が終わりなので、僕が決めることではないんですが、大阪市以外でやってもらったらいいんじゃないでしょうか。民間企業のものはこの地を選ぶか、民間企業にやってもらうとして、関西広域連合、せっかくつくった以上は、行政のイベント等は大阪市以外でやってもらったほうが、関西全体のためになるのではないかと考えております。

○議長（山下直也） 安井俊彦君。

○安井俊彦議員 橋下委員、民間ではあるんですが、主催は関西広域連合で、招聘したのも関西広域連合とお伺いしています。そういう意味では、さっき井戸連合長がおっしゃった理念からいえば、当然、第1会場、第2会場、第3会場を振り分けるという作業、それから、もう一つは、大阪というのは関西広域連合における母都市であります。母都市というのは、要するに、関西広域連合を牽引する義務があり、そして、関西広域連合を代表している、そういう立場からいえば、もう少し幅のある、大阪だけがという考え方ではなく、全てのことについて関西広域連合を牽引する立場で東京に対抗するという立場をお取りになっていただきたいと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（山下直也） 橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） 今、メディカルジャパンのパンフレットを確認しましたが、主催はあくまでも民間企業でありまして、今、そうなっています。関西広域連合はそこに特別協力というふうになっていますので、関西広域連合が主催する行事は、イベントを含めてこれはもう大阪市以外をその地としてもらえればよいと思うんですけれども。

あと、最後のご質問をちょっとどういう趣旨なのか、僕もまだ捉え切れていないんですけれども、東京に対抗するということですかね。ちょっともう僕は任期が終わってしまいますので、次の市長にぜひそういう気概を持ってもらって、別に東京をまねする必要はないと思うんですけれども、東京・大阪、関東・関西、この2つのエンジンで日本を引っ張っていくというようなそういう気概でもって関西広域連合、ますます発展していくことを祈念しております。

○議長（山下直也） 安井俊彦君。

○安井俊彦議員 時間もありませんが、確かに、そのとおりであります。ただ、私はずっと橋下委員を拝見させていただいて、議会に対する非常に真摯な態度、そして、きょうも出てきてくださっている。関西広域連合における最後の答弁であろうと思いますし、私も最後の質疑者になったことに対して非常に喜んでおります。そういう意味で、橋下委員の関西広域連合にかける思い、そしてまた、感想、そしてまた、何かこのことについての遺言をお願い申し上げたい、このように思います。

○議長（山下直也） 橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） 安井議員、どうもありがとうございました。こういう機会を与えていただきまして。大阪市議会でも激しく議論をして、いろいろありましたけれども、でもやはり議員の皆さんとしっかり議論することがよりよい解決策を見つける、そういうことにつながるものだなということも痛切に感じています。関西広域連合は、5年前に発足しましたけれども、そこに至るまでの過程において、議会の皆さんのさまざまな意見があったかと思います。関西の各府県の議員の皆さん、また、政令市の議員の皆さんのいろんな議論を通じて、こういう形で関西広域連合が発足して、実際に実績が上がっていると、さらに皆さんの力で、この関西の力をもっと前に進めていただければと思います。本当に8年間ありがとうございました。8年間じゃないです、関西広域連合は5年です。皆さんありがとうございました。

○議長（山下直也） 安井俊彦君。

○安井俊彦議員 それでは、時間になりましたので終わります。

○議長（山下直也） 安井俊彦君の質問は終わりました。

以上で一般質問を終結いたします。

---

## 日程第7

### 討論、採決

○議長（山下直也） 次に、日程第7、第13号議案から第16号議案について、討論に入ります。第15号議案について通告がありますので、井坂博文君に発言を許します。

井坂博文君。

○井坂博文議員 京都市議会の井坂博文です。私は、議第15号「関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」に関して、反対の討論を行います。

今回の条例改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、関西広域連合個人情報保護条例も、マイナンバー法の趣旨に合わせて改正するものであります。

マイナンバーの通知カード、配達開始直後から全国でトラブルが続出をしております。今月末までに全世帯に配達するといっていた政府目標は、15日時点で京都支所管内では9.2%にとどまり、達成は困難になったと報道されております。マイナンバー制度について、政府は制度の効果として幾つかの点を挙げていますが、問題点が次々と明らかになっており、以下、反対する理由を申し述べます。

第1に、情報の流出、悪用につながるおそれがあることであります。制度が始まる前の詐欺事件、年金情報の流出事件が起きて、国民の個人情報保護に対する信頼は大きく揺らいでいます。

第2に、利用範囲の際限ない拡大です。検診情報をマイナンバーに盛り込むことで、個人の医療、健康情報が事細かく察知をされ、商業ベースで悪用される危険を伴っています。

第3に、社会保障の給付制度と負担増につながる問題です。財務省は、預貯金を勘案して負担を求める考えを示しており、高齢者への負担増と給付減のさらなる拍車をかけることとなります。

第4に、IT産業だけに莫大なもうけ口を保証することになります。安倍内閣は3兆円



規模の市場をIT産業に委ねております。早速、厚生労働省の職員と民間企業との汚職事件が起きております。

第5に、中小企業への負担が大幅にふえるということでもあります。マイナンバーへの初期費用だけでも膨大な費用となり、中小企業の営業を圧迫させることにつながります。

以上、反対する理由を申し述べました。そもそもこの制度は、税と社会保障の一体改革の一環としてマイナンバー制度を活用し、国民の情報を一元的に管理するとともに、国民を監視し、社会保障の給付を削減しようとするものであります。制度を一旦凍結して中止すべきことをあわせて強く申し述べて討論といたします。ありがとうございました。

○議長（山下直也） 以上で討論を終結いたします。

これより、第13号議案から第16号議案について、順次採決に入ります。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第13号議案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下直也） ご着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第14号議案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下直也） ご着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第15号議案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下直也） ご着席願います。

起立多数であります。

よって、第15号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下直也） ご着席願います。

起立多数であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第8

平成27年9月関西広域連合議会定例会提出に係る第10号議案

次に、日程第8、平成27年9月関西広域連合議会定例会提出に係る第10号議案を議題といたします。

ただいま議題となっております第10号議案については、総務常任委員長から審査を終了し、認定した旨の委員会審査報告書が議長あて提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、会議規則第38条第4項の規定により、委員長報告を省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第10号議案については、委員長報告に対する質疑を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下直也） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入ります。

第10号議案について、通告がありますので、加味根史朗君に発言を許します。

加味根史朗君。

○加味根史朗議員 京都府議会、日本共産党の加味根史朗です。

第10号議案「平成26年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」に反対の討論を行います。

反対の理由の第1は、国出先機関の地方移管が国の役割と責任を曖昧にし、市長会、町村会が反対しているにもかかわらず、移管を求める取組に固執するとともに、道州制への移行を検討していることであります。

平成27年度の国予算に対する提案の中で、関西広域連合は、国と地方の関係の再構築を掲げ、全国的な統一性の確保が必要なものは国が担い、それ以外のは財源も移譲した上で全て地方が担うという、自己責任の原則による役割分担を地方と十分協議しながら、明確にすることを求めています。このような考え方から、国出先機関の地方移管の要望が行われ、道州制の検討に対する政府の基本的な考え方を明確にし、国民的議論を呼び起こすことまで求めています。

しかし、憲法は、社会保障増進の責任を初めとした国民の基本的な人権と地方自治を保障するために、国の責任と役割を義務づけているのであり、関西広域連合の考え方は憲法に基づく国の責任と役割を廃止、縮小させようとするものであります。さらに、関西広域連合は、道州制に移行するものではないということになっているにもかかわらず、事実上、道州制の実現を政府に働きかける態度をとっていることは許されません。

第2に、関西広域連合は、特別地方公共団体であり、住民福祉の増進を図ることを基本的な目的とすべきであります。そのための施策が極めて不十分であります。

一方、関西イノベーション国際戦略特区事業での規制緩和と特定企業の成長支援やリニア中央新幹線の全線同時開業、山陰、四国新幹線の計画格上げなど、莫大な財政負担を国、自治体、住民に強いる不要不急のインフラ整備など、関西財界の要望実現が中心となっていることでもあります。

京都府内の地域経済を見ましても、府内中小企業の73%が赤字企業であり、中小企業全体の底上げと成長支援が必要であります。関西広域連合の産業振興策は、関経連の求める大企業、中堅企業、一部の成長産業の応援が中心であります。

一方、非正規雇用が4割を超え、多くの労働者が低賃金と不安定な雇用で苦しんでいます。国税庁の給与調査結果を見ますと、正規雇用の平均年収が478万円に対し、非正規雇用の平均年収は170万円にすぎません。消費税の増税や社会保障の削減がこうした非正規労働者の生活の困難に拍車をかけています。こうした中で、正規雇用への転換と拡大に向けた取組こそ切実に求められています。

しかし、関西広域連合の進める産業政策は、安倍内閣が進める規制改革の拡充、推進を

求めるなど逆行していると考えます。

第3に、多くの住民が願っている原発ゼロの立場に立たず、政府の原発再稼働の方針に反対を明確にしていないことであります。日本世論調査会が9月に実施した世論調査によりますと、規制基準を満たした原発について、政府が進める再稼働に反対の人が58%で、賛成の37%を大きく上回っています。

再稼働に反対の理由は、原発の安全対策、事故時の住民避難などの防災対策が不十分が39%で最も多く、原発から出る核のごみの処分方法が決まっていない、福島第一原発事故が収束していないが続いています。再稼働した原発で事故が起きた場合、住民が計画どおりに避難できるかどうかについては、できると思わない、余りできると思わないが74%に上り、ある程度を含め、できるの25%を大きく上回っています。

現在、舞鶴市や宮津市、綾部市などで原発再稼働について住民説明会が開催されていますが、住民からは、事故時の避難への心配や原発を不可欠とした政府のエネルギー政策への疑問、新規規制基準に基づく対策の安全性への不安などの意見や質問が多数出されていると報道されています。

関西電力は、来年早々にも高浜原発を再稼働させたいとしていますが、政府や原子力規制庁自身、原発で重大事故は起こり得るとしており、住民の不安が解消されないもとで高浜原発の再稼働には、きっぱりと反対すべきであります。

以上の理由によりまして、第10号議案に反対するものであります。ご清聴まことにありがとうございました。

○議長（山下直也） 以上で、討論を終結いたします。

これより、第10号議案の採決に入ります。

採決の方法は、起立によります。

ただいま採決に付しております第10号議案について、総務常任委員長報告どおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下直也） ご着席願います。

起立多数であります。

よって、第10号議案は、総務常任委員長報告どおり、認定することに決定いたしました。

---

○議長（山下直也） 以上で、今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

なお、今後、閉会中に本部事務局、各分野事務局の所管事務等の調査について活動を行っていくことといたします。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成27年11月関西広域連合議会臨時会を閉会いたします。橋下委員、お疲れさまでした。

午後5時59分閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に  
おいて準用する同法第123条第2項の規定により、  
ここに署名する。

平成28年1月9日

議 長 山 下 直 也

議事録署名人 中 沢 啓 子

同 興 治 英 夫